

嵐山町議会平成26年第4回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月3日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
広報広聴特別委員会所管事務調査報告	17
請願の委員会付託	20
散会の宣告	20

第 2 号 (12月4日)

議事日程	21
出席議員	22
欠席議員	22
本会議に出席した事務局職員	22
説明のための出席者	22
開議の宣告	25

諸般の報告	2 5
一般質問	2 5
3 番 佐久間 孝 光 議員	2 5
4 番 長 島 邦 夫 議員	3 6
6 番 畠 山 美 幸 議員	5 6
2 番 大 野 敏 行 議員	8 0
1 3 番 洪 谷 登美子 議員	8 7
会議時間の延長	1 0 0
散会の宣告	1 2 0

第 3 号 (12月5日)

議事日程	1 2 1
出席議員	1 2 2
欠席議員	1 2 2
本会議に出席した事務局職員	1 2 2
説明のための出席者	1 2 2
開議の宣告	1 2 5
諸般の報告	1 2 5
一般質問	1 2 5
9 番 川 口 浩 史 議員	1 2 5
1 0 番 清 水 正 之 議員	1 3 9
1 2 番 松 本 美 子 議員	1 6 5
1 番 森 一 人 議員	1 9 7
会議時間の延長	2 0 5
1 1 番 安 藤 欣 男 議員	2 0 6
休会の議決	2 3 0
散会の宣告	2 3 0

第 4 号 (12月9日)

議事日程	2 3 1
------	-------

出席議員	2 3 3
欠席議員	2 3 3
本会議に出席した事務局職員	2 3 3
説明のための出席者	2 3 3
開議の宣告	2 3 5
諸般の報告	2 3 5
承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 5
議案第 4 7 号、議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 9
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 7
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 3
議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 5
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 7
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 6
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 9
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 8
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 1
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 4
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 1
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 5
請願第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 2 0
会議時間の延長	3 2 3
請願第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 2 3
議員派遣の件について	3 2 7
閉会中の継続調査の申し出について	3 2 7
日程の追加	3 2 7
発言取消の申し出について	3 2 8
発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 8
発議第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 0
発議第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 3
発議第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 7

発議第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 0
町長挨拶	3 4 2
議長挨拶	3 4 3
閉会の宣告	3 4 3
署名議員	3 4 5

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第216号

平成26年第4回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年11月25日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成26年12月3日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番 森 一 人 議 員	2 番 大 野 敏 行 議 員
3 番 佐 久 間 孝 光 議 員	4 番 長 島 邦 夫 議 員
6 番 畠 山 美 幸 議 員	7 番 吉 場 道 雄 議 員
8 番 河 井 勝 久 議 員	9 番 川 口 浩 史 議 員
1 0 番 清 水 正 之 議 員	1 1 番 安 藤 欣 男 議 員
1 2 番 松 本 美 子 議 員	1 3 番 渋 谷 登 美 子 議 員
1 4 番 青 柳 賢 治 議 員	

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成26年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

12月3日(水) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(青柳議長)
- 日程第 4 行政報告(挨拶並びに行政報告 岩澤町長)
(行政報告 小久保教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 広報広聴特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 請願の委員会付託について

○出席議員（13名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
6番	畠山	美幸	議員	7番	吉場	道雄	議員
8番	河井	勝久	議員	9番	川口	浩史	議員
10番	清水	正之	議員	11番	安藤	欣男	議員
12番	松本	美子	議員	13番	渋谷	登美子	議員
14番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	山	岸	堅	護
書	記	岡	野	富	春
書	記	久	保	か	おり

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長								
安	藤	實	副	町	長							
井	上	裕	美	総	務	課	長					
中	嶋	秀	雄	地	域	支	援	課	長			
中	西	敏	雄	税	務	課	長					
山	下	次	男	町	民	課	長					
石	井	彰	務	健	康	い	き	い	き	課	長	
青	木	務	務	長	寿	生	き	が	い	課	長	
植	木	弘	務	文	化	ス	ポ	ー	ツ	課	長	
大	塚	晃	務	環	境	農	政	課	長			
山	下	隆	志	企	業	支	援	課	長			
根	岸	寿	一	ま	ち	づ	く	り	整	備	課	長
新	井	益	男	上	下	水	道	課	長			

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保	錦 一	教 育 長
簾 藤	賢 治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成26年嵐山町議会第4回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○青柳賢治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第12番議員 松本 美子 議員

第13番議員 渋谷 登美子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○青柳賢治議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

[安藤欣男議会運営委員長登壇]

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第4回定例会を前にして、11月26日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員のほか委員外議員出席者として青柳議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、井上総務課長にご出席をいただきまして、

提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、上程7件、予算3件及びその他4件の計14件ということでございます。なお、議員提出議案も予定されています。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は本日12月3日から12月9日までの7日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問につきましては受け付け順として、12月4日に1番の佐久間孝光議員から5番の渋谷登美子議員、5日に6番の川口浩史議員から10番の私、安藤といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日12月3日から9日までの7日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと求めます。

よって、会期は本日から12月9日までの7日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案、条例7件、予算3件及びその他4件の計14件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月定例会から11月までの間の議会活動状況につきましては、お手元にして

おきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成26年10月17日、吉見町の「フレサよしみ」において、埼玉県町村議会議長会主催の議員研修会に議員の9名が出席いたしました。

平成26年10月21日、千代田区のシェーンバッハ・サポーターにおいて、全国町村議会議長会主催「第81回町村議会広報研修会」に、議会報編集委員4名が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました議員提出議案発議第19号 危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出についての件、発議第20号 奨学金制度の充実を求める意見書の提出についての件、発議第21号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出についての件及び発議第22号 微小粒子物質（PM_{2.5}）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出についての件、以上4件につきましては、内閣総理大臣、衆参両議院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第2号 消費税をこれ以上上げないように求める請願書の写し及び請願第3号 年金削減の中止に関する意見書の提出を求める請願の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、議会基本条例の規定に基づき、第6回議会報告会を11月8日に開催いたしました。詳細につきましては、後ほど広報広聴特別委員長より報告いたします。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○青柳賢治議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げ

ます。

本日ここに平成26年嵐山町議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町勢進展のためまことに感謝にたえないところでございます。

本議会に提案いたします議案は、条例7件、予算3件、そのほか4件の計14件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何卒慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成26年8月から10月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧を願いたいと存じますが、主なものにつきましては嵐山町コバトンお達者倶楽部を挙げさせていただきます。

町内の登録店や町の一部公共施設にお出かけをいただき、そこで押してもらうスタンプが10個たまるとプレゼントがもらえる、このような事業でございます。8月からのスタンプ達成者は、一月約50人の増加が見られます。

楽しみや目的を持った定期的な外出、これは気軽な健康づくり、介護予防、そして地域の活性化につながるものと期待をしております。

今後も地域活性化、広域観光の推進、情報発信に取り組んでまいりたいと存じます。議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

[小久保錦一教育長登壇]

○小久保錦一教育長 議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

40ページをお開きください。

教育委員会関係。こども課、2、学校教育関係。就学時健康診断につきまして、菅谷小学校、志賀小学校、ここには記載してございませんけれども、11月に七郷小学校受診が終わりました。全員元気で受診をしております。

2、工事関係。嵐山幼稚園グラウンド整備工事、菅谷中学校バックネット等修繕工事等。概要、請負金額等は、記載のとおりでございます。

(3)、業務委託関係でございますが、学校給食センター厨房機器点検業務委託。概要、委託業務料等は、記載のとおりでございます。

また、備品関係ですが、両中学校の教材用パソコン等賃貸借契約、これは、5～6年に1度契約をしている状況でございますけれども、パソコン一式、概要のとおりでございます。

幼稚園関係でございますが、10月17日に入園説明会を行いました。当日、41名全員応募いたしまして、後に若干名ふえる予定でございます。

4、児童福祉関係の(2)、医療費支給事業でございますが、こども医療費、ひとり親医療費等、記載のとおりでございます。

なお、児童手当支給事業等につきましては、40、41ページに掲げてあるとおりでございます。

以上で、報告を終わりにいたします。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 総務経済常任委員会より報告いたします。朗読をもって報告いたします。

嵐山町議会議長 青 柳 賢 治 様

総務経済常任委員長 吉 場 道 雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査下記のとおり中間報告いたします。

記

1 調査事項

「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」及び「土地利用と開発行為等について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」及び「土地利用と開発行為等について」を調査するため、10月29日及び11月7日に委員会を開催し、調査研究しました。

(1) 10月29日の委員会について

当日の委員会は、観光の推進とそれに付随するインフラ整備について協議した。その結果、平成27年3月定例会で最終報告とし、下記のとおり3つに分けまとめることとした。

内容について主な意見は、

ア 小千代山

(ア) 管理の問題があるので、嵐山モウモウ緑の少年団とタイアップしていくことを考えられないか。

(イ) 規制が厳しく施設を設置するのは難しいため、散策コースを整備する。ベンチ、パラソルの設置、子どもたちも遊べるような憩いの場所にしてはどうか。

(ウ) 小千代山だけでは集客できるよう考えたほうがよい。山ツツジの里、ユリの里、アジサイの里など四季を通して集客できる里山に変えていく。

イ 直売所の西側の民家（農地）

(ア) 保全管理が3筆あり、何らかの形でコスモス、菜の花の摘み取りができるよう町は考えてもらいたい。

(イ) 四季折々のものをつくり集客するには、各種農業団体の協力を仰いでいく。

(ウ) 観光は1年、2年でできるものはないので、将来にわたって考えていく。先のことを考えていけば、前もって地権者に理解を求める協力も得やすい。

ウ 農産物直売所

(ア) 町内観光施設の問い合わせ、アピールは、観光協会のできるよう町は指導してもらいたい。

(イ) 北部地区の観光を考えて6カ所調査してきたが、どのように考えていけばよいか。

(ウ) 地元の食材を使った食事ができる施設が必要。

(2) 11月7日の委員会について

当日の委員会は、土地利用や開発行為の現時点での動向について説明を受けた。

初めに山下企業支援課長より、大規模開発については、最近事業者からの相談はないとの説明があった。

続いて、大塚環境農政課長より、以下のとおり説明を受けた。

吉田地区の太陽光発電施設は事業面積4万2,000平方メートル、発電規模は1.995メガワット。林業事務所との協議の中で、森林を事業面積の25%残すこと及び調整池を設けることなどの指導があった。

花見台工業団地内、第3調査池の太陽光発電計画については、開発事業者の太陽ホールディングス株式会社及び建設業者の三菱化学エンジニアリング株式会社が、10月25日に勝田区長、区長代理同席のもと勝田土地改良組合に対し、説明を行った。

事業のスケジュールは、9月で現地調査が終了、11月までに詳細設計を行い、来年4月から8月にかけて施工、10月1日から売電を開始し、以後20年間の予定で売電していく。

以上を報告し、中間報告といたします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

○川口浩史文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会の所管事務の調査報告を行います。朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思います。

「記」とあります下から朗読いたします。

1 調査事項

「子ども子育てについて」及び「少子化と学校のあり方」について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「子ども子育てについて」及び「少子化と学校のあり方について」を調査するため、10月9日、10月20日及び11月19日に委員会を

開会し、調査研究を行いました。

(1) 子ども子育てについて

10月20日、茨城県守谷市の「放課後子どもプラン」の実施状況を視察いたしました。

当日は、守谷市の豊谷教育部長、古谷生涯学習課長、高野生涯学習係長、下村生涯学習係長に対応いただいたわけです。

説明では、平成16年度から3年間、文部科学省委託事業である「放課後子ども教室推進事業」として、子どもの居場所づくり事業について初めに3校が取り組み、平成17年度、平成18年と3校ずつ取り組んできて、市内9校全てで実施をしてきております。

教育委員会が主導し、福祉部局と連携を図り、文部科学省「放課後子ども教室推進事業」及び厚生労働省「放課後児童健全育成事業」を一体的に放課後対策として推進しております。

続いて、事前の質疑に対し、次のとおり回答をいただいております。

(問) 学校との協力関係の状況について。放課後子どもプラン事業で、施設長が学校長となっていますが、どの程度校長や教員はかかわっていますか。また、施設の管理的な部分でもどの程度かかわっていますか。

(答) 校長は、実行委員会や運営委員会に毎回出席し、意見やアドバイスをいただき、子どもたちを見守る立場から活動場所を訪問しています。また、施設の管理は教頭が行い、学校行事がなければ放課後子どもプラン事業を優先して施設の使用ができるようにしています。

(問) 児童クラブの利用者と放課後子ども教室の利用者から、問題点等意見が出されていますか。

(答) 児童同士のトラブルやけがなどに対して苦情があります。また、合同活動時にイベントを実施していますが、もっとイベントをふやしてほしいという要望があります。

(問) 放課後子ども教室と児童クラブが一体的に活動していることのメリットとデメリットについて

(答) ふだんは異学年同士の活動が余りないので、上級生と下級生と一緒に活動することは、子供たちにとってプラスになっていると思います。デメリットは、児童数が多くなるので指導員の見守りが手薄になり、事故の発生は合同活動中が多いです。

(問) 児童数に対し、放課後子ども教室に通っている子どもの比率について

(答) 下記の表のとおりです。

守谷市放課後子ども教室利用状況。

児童数は4,179人です。子どもプラン、これは児童クラブ、学童保育ですね、プラス子ども教室のことをいいますが、利用人数は1,155人です。比率は27.6%。

子ども教室に限りますと、無料の部分が567人、13.6%。有料の部分が228人、5.5%です。

児童クラブ、学童保育ですが、588人、14.1%という状況でした。

続いて、当日の質疑応答が次のとおりありました。

(問) 運営事業費と助成金について。

(答) 児童クラブ運営事業費は8,808万円。1,000円以下は、これ以下もそうですが、切り捨てております。そのうち、助成金は2,455万円であり、保護者の負担金は2,740万円です。したがって、残りの3,613万円が市からの繰り入れになっております。

また、放課後子ども教室事業費は5,603万円、助成金は1,295万円であり、保護者負担金が391万円です。残りの3,917万円が市から繰り入れております。

最後に、守谷小学校の仲町児童クラブ及び放課後子ども教室もりっこひろばを訪問し、視察を終了しております。

(2) 少子化と学校のあり方について

町内小中学校の建築年数を調査いたしました。これは、次の建てかえはいつごろになるか、そのとき学校のあり方は現状のままでよいのかを調べるためであります。

簾藤こども課長に出席を求め、説明では、各学校は鉄筋コンクリートづくりであり、耐用年数についてはおよそ50～60年であります。各学校の建築年次は下記の表のとおりでありますということで、次のページです。

菅谷小学校、教室棟の建築年次ですが、昭和47年2月、管理棟は昭和56年です。耐震大規模工事は平成8年に実施し、普通教室数17、特別教室数10です。

七郷小学校、昭和49年3月に教室棟を建築しております。耐震大規模工事は平成10年、教室数は普通教室が6、特別教室が8です。

志賀小学校、教室棟、管理棟ともに昭和54年3月です。耐震大規模工事は平成15年に実施し、普通教室が13、特別教室が10です。

菅谷中学校、昭和50年3月に教室棟を建設し、昭和61年3月に管理棟を建設してお

ります。耐震大規模工事は平成12年に実施し、普通教室11、特別教室13です。

玉ノ岡中学校、昭和59年3月に教室、管理棟ともに建設しております。耐震大規模工事はしておりません。普通教室7、特別教室12ということでありました。

以上のことから、次はまとめであります。

本委員会は、少子化が進行している中で、現況の学校のあり方でよいのかという観点から調査研究を進めてきました。その結果、小学校の新入生は総じて減少傾向にあることが明らかでありました。

今回の調査研究では、学校のあり方までを提言するまでには至りませんでした。しかし、次の時期は、検討あるいは実施するべきだと考えております。

七郷小学校は、平成31年には新入生が8人になります。これが翌年も8人以下であれば、平成31年の児童が3年生になると複式学級になることになります。複式学級が一概に悪いわけではありませんが、学校のあり方を考える機会にはなると考えます。

また、鉄筋コンクリートづくりの耐用年数を仮に60年とした場合、七郷小学校は42年、菅谷小学校は44年が経過しております。したがって、今後十数年のうちには建てかえを考えなくてはならず、こうしたときが学校のあり方について検討する時期になると考えます。

なお、子ども子育ては、今後も調査研究したいので中間報告とし、少子化と学校のあり方については最終報告といたします。

3 要望及び改善事項

- ・各学童保育と放課後子ども教室の連携

「学童保育」と「放課後子ども教室」、それぞれの特色を生かした活動は、子供たちの成長にとって必ずやプラスになると、視察研修などを通じ、この間の調査研究を行う中で確信したところです。

具体的な方法としては、各学童保育と放課後子ども教室が月1回、連携した活動ができればよいと考えますので、ご検討ください。

以上、委員会報告といたします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 県外のほうまで出かけて、よく活動されていると思います。

4ページの守谷市でお聞きになった子ども教室の無料と有料の違いは何たるか、教えていただければというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

川口文教厚生常任委員長。

○川口浩史文教厚生常任委員長 2日以上に有料というふうに、ちょっときょうは資料を持ってこなかったのですが、2日以上の利用は有料ということで書いてありました。以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第6、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴特別委員長。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長 指名が出ましたので、広報広聴特別委員会の委員会報告を行います。

朗読をもってかえさせていただきたいと思います。

平成26年12月3日

嵐山町議会議長 青 柳 賢 治 様

広報広聴特別委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事項

議会報告会及びICT（情報通信技術）について

2 調査結果

本委員会は、11月8日に実施された議会報告会及びICTについて、9月30日、10月

15日、10月28日、11月18日に委員会を開催し、調査研究を行いました。

(1) 9月30日の委員会について

ア、報告会マニュアル、報告資料作成について

第6回議会報告会資料作成に当たり、まずマニュアル案に沿い順次進め、主な確認、決定事項としては、役割分担、字体、字の大きさ。報告資料は、概略的であっても報告会参加者の保存資料として使用できるように作成すること。

前回報告会の反省及び試みとして、議会に対しての質問事項は口頭ではなく、質問書の提出をお願いすることとし、後日、議会で検討、回答することが確認された。

意見交換会はフリーテーマとし、極力、参加者のテーマを採用し、問題点を掘り下げる進行に配慮、他は司会の判断とする。

広報は、前回同様に区長会にも依頼するが、イベント時の広報は今回のみ中止をする。報告資料の提出期限を10月10日までと確認し、閉会する。

(2) 10月15日の委員会について

ア、報告資料作成について

前回の委員会で議会報告会マニュアルが決定され、各担当より報告書が委員会に提出、議会議員全員で確認、精査、大きな修正はなく終了しました。なお、資料をより正確なものにするため、各担当課へ確認を正副委員長、議長、パワーポイント担当で行い、リハーサル時に再度確認することとなった。

イ、ICT（情報通信技術）の進め方について

ICTの取り組みの1つとしてタブレット端末の研修を実施した。今後の進め方の主な意見では、

ア、タブレット端末の活用を始めた議会を視察し、その活用状況、費用対効果も含め検討を始めては。

イ、広報広聴の委員会であるとするれば、議会だよりの調査研究の機会もほしい。

ウ、ICT全般の調査研究とし、どのような効果があるのか認識を深める視察を進めては。

上記意見に基づき先進地視察を行うこととなり、目的を広報広聴全般に関すること、ICT活用に関することとし、視察先の候補を委員長、事務局で選定をする。

(3) 10月28日の委員会（リハーサル）について

図書館を利用しての報告会は初めてであり、前半の議会報告の部分については、映

像の見やすさから視聴覚室で行い、後半の意見交換は、2グループで行うための2会場を選定しました。

次に、一部修正した資料を議員全員で再度確認し、説明担当の移動方法、報告時間等を確認しました。

(4) 11月8日の議会報告会について

今回の報告会は、住民により近い場所で開催することを基本に進めたが、参加者増加に結びつかず、前回と比べ減少となり、図書館で7名、ふれあい交流センターで7名、合計で14名という結果となった。

参加者からは、議会報告については「わかりやすい」の感想もいただき、意見交換ではテーマを参加者に求めたこと、素朴なテーマ、生活に密着したテーマなど意見が出やすいこともあり、活発で充実した報告会となった。

参加者からのアンケート結果では「報告会広報活動の見直し等が必要と感ずる」との意見もいただきました。他議会の状況等参考にし、再考が必要である。

(5) 11月18日の委員会について

ア、委員会視察について

視察目的を広報広聴全般に関することと決定していることから、先進自治体議会を下記のとおり視察する。

(ア) 平成27年1月22日(木) 午後1時30分から 神奈川県開成町議会

(視察内容 広報広聴活動、議会報告会等について)

(イ) 平成22年1月23日(金) 午後1時から 東京都立川市議会

(視察内容 タブレット端末の導入の経緯、効果について)

同日、午前中の研修も予定しているが、現時点では視察先が未定、今後の選定等は委員長、事務局長に一任となった。

イ、第6回議会報告会報告書について

参加者からの質疑、要望については広報広聴委員長、意見交換内容については交換会書記が報告書(案)を作成した。(1)報告会の概要、(2)報告会の内容については、異論なく決定。(3)参加者からの質問(質疑応答)は、一部修正し決定した。

口頭での議会に対する要望については報告書に掲載、対応は議長に一任となった。意見交換報告については、意見交換会終了後、内容確認がされているが、各項内に設問及び意見内容を精査し、一部修正の上、決定をしました。

報告書の公表は、議員全員の最終確認終了後、ホームページにアップし、議会事務局窓口、ふれあい交流センターで配布する。また、町執行部に提出する。

以上、委員会報告といたします。

- 青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。
-

◎請願の委員会付託

- 青柳賢治議長 日程第7、請願の委員会付託を行います。

本職宛て提出されました請願第2号 消費税をこれ以上上げないよう求める請願書は総務経済常任委員会に、請願第3号 年金削減の中止に関する意見書の提出を求める請願は文教厚生常任委員会に、会議規則第92条第1項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第2号及び請願第3号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号及び請願第3号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎散会の宣告

- 青柳賢治議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時40分)

平成26年第4回嵐山町議会定例会

議事日程 (第2号)

12月4日(木) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

第3番議員	佐久間 孝 光	議員
第4番議員	長 島 邦 夫	議員
第6番議員	畠 山 美 幸	議員
第2番議員	大 野 敏 行	議員
第13番議員	渋谷 登美子	議員

○出席議員（13名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
6番	畠山	美幸	議員	7番	吉場	道雄	議員
8番	河井	勝久	議員	9番	川口	浩史	議員
10番	清水	正之	議員	11番	安藤	欣男	議員
12番	松本	美子	議員	13番	渋谷	登美子	議員
14番	青柳	賢治	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	山	岸	堅	護
書	記	岡	野	富	春
書	記	久	保	か	おり

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長								
安	藤	實	副	町	長							
井	上	裕	美	総	務	課	長					
中	嶋	秀	雄	地	域	支	援	課	長			
中	西	敏	雄	税	務	課	長					
山	下	次	男	町	民	課	長					
石	井	彰	務	健	康	い	き	い	き	課	長	
青	木	務	務	長	寿	生	き	が	い	課	長	
植	木	弘	務	文	化	ス	ポ	ー	ツ	課	長	
大	塚	晃	務	環	境	農	政	課	長			
山	下	隆	志	企	業	支	援	課	長			
根	岸	寿	一	ま	ち	づ	く	り	整	備	課	長
新	井	益	男	上	下	水	道	課	長			

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年嵐山町議会第4回定例会第2日の会議を開きます。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告をいたします。

初めに、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○青柳賢治議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号3番、佐久間孝光議員。

それでは、質問事項の危機管理体制と町民意識の向上についてです。どうぞ。

〔3番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○3番（佐久間孝光議員） 議席番号3番、佐久間孝光、議長のご指名をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目1番、危機管理体制と町民意識の向上について。危機管理とは、事前の対策を中心にリスクを効率的に管理するリスク・マネジメントとクライシスへの対処法（直前・事後策）を中心に悪影響のコントロール等を行うクライシス・マネジメントによって、危機の発生を防止し、または危機による被害を最小限に抑え、適切に回復を図ることです。

嵐山町におきましても、本年2月の大雪に見られますように、自然災害とは無縁の

地域とは考えづらい、あるいは考えてはいけないような状況も出始めております。現に、町内41カ所が土砂災害危険箇所指定されており、また隣接する市や町では竜巻の被害も受けております。

①といたしまして、本年2月の大雪の教訓、これは除雪のおくれであったり、あるいは必要な情報がスムーズに提供することができなかった、そういった教訓を踏まえて、除雪体制並びに情報提供の体制をどのように改善されたのか、お伺いをいたしたいと思っております。

2番目といたしまして、嵐山消防団特別点検、本年も11月9日に実施をされまして、私も毎年消防団のあのきびきびとした行動、それには感動させられております。あの日を迎えるために消防団の方々は40日を超える訓練をされているとお聞きしております。そういった地域に密着した消防団の活動を町内の児童生徒に見て、知ってもらう機会をもっとふやしていくことは非常に意義あることだと考えますけれども、町の考え方を伺いたいと思っております。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の（1）の除雪体制につきましてお答えいたします。

今年2月の大雪では、1、2級などの主要な町道の除雪を9社に依頼をしておりますが、依頼した業者だけでは除雪が間に合わず、作業機械をお持ちの建設業者や個人の方にも除雪を行っていただきました。また、多くの町民の皆様にも自発的に除雪作業を手伝っていただき、大変助かり、感謝しているところであります。

この大雪の教訓を踏まえまして、除雪依頼業者を9社から15社にふやし、除雪作業の迅速化、効率化に取り組みたいと考えております。

また、町内の舗装されている道路だけでも約210キロあり、依頼業者だけでは全ての舗装道路の除雪を行うことは難しいと考えられます。したがって、通学路はせめて歩行に必要な範囲を取り急ぎPTAの皆様や地元の皆様を除雪のご協力をいただければ大変ありがたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうからは、質問項目1の（1）の情報提供体制の改善

についてお答えをさせていただきます。

本年2月には、2回の大雪に見舞われました。2月8日の大雪は積雪が43センチと、これは60年振りの記録であり、2月14日から15日未明にかけた大雪では積雪が62センチと、過去120年ほど続く熊谷気象台観測史上最大の積雪になりました。議員ご質問のとおり、この大雪を例外としてでなく、今後さらに起こり得るものと認識し、対策を講じることが必要であると考えております。

2月の大雪では、大雪に対する準備不足とともに多くの教訓を得ました。特に職員の召集体制をはじめ、情報発信のあり方についてなどであります。また、同時に、議員の皆さんや区長さん、あるいは民生委員さんから寄せられた情報が大きな力となり、さらには地域で積極的に行っていただいた除雪作業や、要援護者への支援が大きな力となったことも実感させていただきました。

町では、2月の大雪を教訓とするため5月13日に自主防災会代表者の方々にご参加をいただき、大雪検証会議を開催いたしました。この中で出された意見の中心的なものは、防災無線の放送内容をより具体的なものとしてほしいというものでした。

例えば除雪の進捗状況、地域での除雪協力の呼びかけ、通学路の安全確保の協力など、情報提供はより具体的なほうがよいということでした。このような意見を踏まえ、情報発信に当たっては、より具体的に、かつ躊躇なく必要な情報を発信していきたいと考えております。

また、情報発信の方法といたしましては、従来の防災無線とホームページに加え、3月には「ツイッター」を開始し、さらに今月12月1日からはメール配信サービスの「嵐山町あんしんメール」をスタートさせました。このような情報発信ツールを活用し、よりリアルタイムの情報発信を行ってまいります。なお、来年1月号の広報には、大雪に対する警戒記事も載せる予定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（2）について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目1の（2）につきましてお答えさせていただきます。

11月の嵐山消防団特別点検等での訓練の成果を発表する各団の雄姿に大変感動いたしました。児童生徒にとって防災教育の視点から、災害時に備えて率先して行動する消防士の規律あふれる整列、操法、「はい」の声高い返事、敬礼の格調高いしぐさ等は、模範たる規律ある態度そのものであります。

子供たちに見て、知ってもらふ機会を設けることはよいことですが、日曜日に実施、全校生徒を対象に指導することは難しいと思います。そこで、次のような方法が考えられます。

1つとして、菅谷小中学校合同避難訓練で分団訓練の一部を披露し、消防団の活動を分団長に話していただくようにするということがございます。子供たちにとって嵐山町を火災から守るために日夜努力されている消防団の活動を理解し、一層防火、消防に興味関心を持ち、将来、消防団に入って安心安全のまちづくりに貢献したいと考える者も出ると思います。

また、消防団員にとっても、自分たちの役割を子供たちに伝え、特別点検の一部を見てもらうことは一層の励みとなり、やりがいのある大事な役割を担っているという存在感、達成感を持つことができると思います。

2つ目は、地区防災訓練、総合防災訓練に児童生徒を積極的に参加させるということでございます。昨年11月の七郷地区防災訓練を玉ノ岡中学校で実施し、80名の中学生が参加しました。本年は、役場駐車場での総合防災訓練で玉ノ岡中学校ブラスバンド部が協力し、生徒にとってもいい経験になりました。

そのようなとき、消防車に乗せてもらえるような機会や、児童生徒の代表者が一日防災訓練長に抜てきされ、指揮をとる場面も設定できれば、体験型に力を入れたインパクトの強いものになり、学校と地域のきずなが一層強化されることと思います。

今後地域の力をかりて、学校が率先して防災教育に一層邁進するよう指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、①の除雪に関することに関しまして再質問をさせていただきます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○3番（佐久間孝光議員） まず、今課長さんのほうからお話がありましたけれども、町内業者のほうを9社から15社にふやしていただいたと。これは本当に日ごろからそういった、今回は急にお願いをした経緯がありますけれども、事前にそういった形であれば、業者一人一人が認識を高めていただくことができるかなというふうに思いますので、ありがたいと思います。

ただ、民間の、一般の個人のお宅の中でも、そういった除雪だとかそういったことができるような重機だとか、そういったものをお持ちである方もいるというふうにも聞いておりますので、そういった方々との連携は今、進めているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

あと、2点目といたしまして、旧の254号線……

〔「一問一答で」と言う人あり〕

○3番（佐久間孝光議員） はい、わかりました。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

現在、15社にふやすという業者に関しましては、建築業者とか建設業者等で考えておりまして、民間の方は現在15社の中には含まれておりませんが、雪の量によりましてはこの15社だけでは足りない場合もございますので、2月のときに依頼をいたしました皆様には、またお願いのほうをするようになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 了解いたしました。

今言いかけたのですけれども、旧の254号線、それとあとは嵐山の駅からさいしんのほうに抜ける道、ここは非常に交通量も多い。今まで雪が降ったときには、こういった道路というのはもう本当に、一番最初にきれいになっていたのかなというふうな印象を持つぐらい除雪が早かったと思うのですけれども、今回は一番遅かったのではないのかなというふうに思えるぐらい、非常に除雪が進まない現状がありました。

もちろん、これらの道路は今県道になっておりますので、そういった意味においては県との連携というものが非常に大切になってくるかなと思っておりますけれども、その県との連携はどうでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

埼玉県では、今年2月の大雪の対応の検証を行うために大雪庁内検証委員会を設置いたしました。この委員会の検証結果の概要としまして、情報収集の共有、発信、そ

れと災害対策に係る体制、道路機能の確保が必要であるという検証結果になったということでございます。

それを受けまして、埼玉県県土整備部では、雪氷対応といたしまして埼玉県県土整備部雪氷対策基本方針及び雪氷対策実施要領を作成いたしました。これによりまして、埼玉県内でも各県土整備事務所の単位におきまして、事務所管内の市町村、警察、建設業者協会等で除雪連絡協議会を設置することになりました。

この除雪連絡協議会の設立の目的としまして、大雪における連絡交通機能確保に関する災害対応について諸条件を協議し、今後も災害対策に役立てるものであるということになりました。

東松山県土整備事務所管内では、今までに2回の会議を開催いたしまして、災害対応の連絡体制について、優先除雪道路について等の説明をいただきまして、今後もこの除雪連絡協議会を開催するということになっております。

この除雪連絡協議会につきましては、県道の緊急輸送道路を優先といたしまして除雪のほうを考えているということございまして、今の254ですとかそういう緊急道路を優先的にしまして、その後、そのほかの県道を除雪するということだそうです。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) ありがとうございます。

それから、あともう一点ですけれども、今年の雪は本当に雪の量も多くて、除雪をしていただいたその雪をそのところに置いておくということも、なかなかままならないような状況もありました。そういう中で、この雪をどこに持っていくのか、捨てる場所がなかなか見つからずに、除雪も進まなかったというような経緯もあったと思いますけれども、その雪を捨てる場所等もある程度確保されているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

雪を運ぶ先でございますけれども、この除雪連絡協議会の中で、雪捨て場等につきましても一応検討をしていくということになっておりまして、今のところ河川棟そういう場所に持っていかどうかということは今検討しております。

それによりまして、県道の除雪した雪ですとか、市町村道の除雪した雪を、その雪

捨て場を確保しまして、そこへ持っていくという今検討をしている最中でございます。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、①の情報提供体制に対しまして再質問をさせていただきますと思います。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○3番（佐久間孝光議員） 私もこの2月の大雪のときには、いろいろな方から立腹した電話をいただいたり、お叱りの電話をいただいたり、あるいはまた不安を覚えるような電話をいただいたりしましたけれども、そういったものを集約してみますと、やはり町のほうがどこまで状況をつかんでいるのか、そしてまた今どのような対応をしているのか、そしてまた除雪はしてもらえるのかももらえないのか、こういった基本的な情報が全く伝わってこないというようなことに対して、いら立ちだとか不安を覚えた、そういったことが主だったかなというふうに思っております。

そういった方には、一応私のほうで得た情報として、いろんな職員の方たちは前日から泊まり込みで情報収集をしていただいておりますよと、除雪に関しても、今まで30分で終わっていたところ、3時間4時間やってもまだ終わらないのですよと。あるいは、県のほうの対応もおくれて、県から依頼をされている企業さんというのは比較的規模が大きい企業さんが多いですから、そうするとその重機の運転手がほかの市町村から通ってきていると。そうすると、その方が、会社すらも行けないような状況でおかれている。

また、町内には透析等、生死にかかわるような方たちがいますので、その人たちを優先して除雪を行っていますというような情報提供をしますと、ほとんどの方は、ああ、そうですかと、わかりました。これだけの雪が降っているのだからしょうがないですよ、では我々も少し頑張ってみますということで、ご納得をいただけたかなというふうに思っております。ですから、情報がないということが最も大きな不安要素になると。

今、課長のほうの答弁にもありましたけれども、早速、自主防災会のほうの会議をやっていただいて、本当に今、私が受けたような不安要素を払拭するような情報提供をしていただくような準備をさせていただいている。また、嵐山町あんしんメール配信ですか、これはもう今の時代に非常にマッチした、大変スピーディーな効率のよい情報提供かなというふうに思っております。

ただ、嵐山町の中には区長会という組織もありますので、自主防災会のほうのいろいろな方々に対する一般の人たちの認知度と、それから区長さんの認知度というのは、私が住民として感じるのは、区長さんの認知度はやっぱり非常に高いのですね。ですから、区長会との情報連携というか、その辺はどうなっておりますでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

もちろん区長会の区長の皆様方には、自主防災会の会長さんと同様の理解をいただくということが当然必要だというふうに思っておりますし、また4月の区長会の会議、あるいは役員会、そういった中でもこの大雪についても報告をさせていただき、また区長さんからもそういったご意見をいただきました。

それと、2月の15日の夕方でございますけれども、区長さんに対しましては、今佐久間議員おっしゃられたいわゆる今の除雪の状況について、全ての区長さんにお電話をさせていただいて、現在、町ではこのような形で除雪作業をしておりますが、大変進んでいないと。あす早朝からも全部の、出られるところについては出ていただいて、早朝から除雪作業を始めますということでお話を、電話連絡でさせていただきました。

やはり、区長さんからも、後ほどのお話の中で、あの電話をいただいたので、非常にやっぱり区民に対して説明がしやすかったと、今佐久間議員おっしゃったとおりでございます。

今こうやって町もやってくれているのだけれども、進まないほど今の状況はこういうことなのだ。だから、自分たちで、地域でやろうよということで話ができたとということで、その辺についてはその情報提供はありがたかったということで、お話をいただきました。

そういったことを踏まえて、やはり民生委員さん、それから区長さん、自主防災会の会長さん、こういった方たちには、今回もこの防災メールの登録に関して、ぜひ全員の皆さんにご協力をいただいて登録をしてくださいということで、町民とは別に呼びかけを行っております。

こういったことを通じて、情報提供を今後ますますやっていきたいというように考えております。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） それでは、②のほうに移らせていただきたいと思います。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○3番（佐久間孝光議員） 特別点検というのは、やはり子供たちにとっても身近な方たち、先輩たちが自分たちを守ってくれる、あるいはその自分たちの町を守ってくれているのだということを本当に知る大変いい機会かなと。

こういったことを通して防災意識の向上ですとか、あるいはその町に対する誇り、あるいはその先輩たちに対する憧れというか、これも示されておりましたけれども、そういったことにつながっていくかなというふうに思っております。

これだけの素晴らしい体制をつくっていただく、あるいはその事前の対策を講じていただくということがあっても、現実問題として自然災害というのは、その想定を超えるような形で起こってくるのが、やはり多々あるわけであります。

ですから、こういった計画をしっかりと機能させるということにおいて一番大切なのは、やはり一人一人の住民の意識の向上だというふうに考えます。

先日、長野県の白馬村であれだけ大きな地震が起こりました。また大きな災害も出ました。しかし、あの中で一人の死亡する方も出なかったということは、本当に奇跡的だと思います。当然その方たちは日ごろからコミュニケーションをとっていて、そして隣の人の家族構成、名前もそれから間取りもわかっているから、この時間帯だとおじいちゃん、あの辺にいないのではないかと、おばあちゃんはこの部屋にいるだろうというようなピンポイントが適切な情報提供があったおかげで、非常にそのスピーディーな救済ができた、そのおかげだというふうな報道がなされておりました。

ここまでやはりきめ細かい対策を講じるというのは、町がやれるかと、なかなかそこまではいかないと思うのですね。ですから、やはり子供たちも巻き込んだ形で意識を変えていく。そういった意味においては、その特別点検の彼らの姿を見てもらうということは、知識ではなくて彼らの感性に訴えることができる、大変その意識を変える絶好のチャンスだと私は考えます。

今、教育長のほうからもう既に具体的にその小中学校の合同避難訓練のときですとか、あるいはまたいろいろな総合防災訓練のほうに児童を連れてきていただくように検討するとかいうようなことを示していただきましたけれども、私は本当に大きな成果につながっていくのかなというふうに考えますけれども、最後に町長のほうのご助言をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

危機管理に関連する状況で、消防団の状況を子供たちに知ってもらい、いいことではないかというお話でございます。相対的に危機管理、この自然災害等について感じといたしますか、相対的な考え方を述べさせていただきますけれども、想定外というのは、東北の大震災を受けてから想定外、想定という言葉がよく出てまいりました。想定というのは、私たちが経験してきたその経験値、そういうものが一番基準になって、それでどうなるのかこうなるのかという仮の状況を考えている、これが想定なのかなという感じはします。

しかし、今まで私たちが経験してきたその経験値のもとになるもの、これが全く今はことごとく覆されていく状況にあるわけです。ですから、経験値というか、想定外というものの基本になる数値が変わってきてしまっているわけですから、想定ができない状況が続いてきているのかな、私はそんなふうに思っています。

ですので、何かをこう思うときに、想定をするというのは危険だなと考えております。ですので、今の新しい数値、大震災とか雨量だとか、風力だとか火山爆発だとか地震のことだとか、いろんなことで数値が、新しい数値がどんどん積み重なってきているわけですが、新しい数値を入れた中をそれで経験値を新しくつくっていかないと、想定ができないのではないかなというふうに思っています。

ですので、今まで頭の中にあっただものは全てゼロにして、どういうものに対応をしていくのかという新しい想定ができるような数値を私たちはしっかりつかんでいかなければいけない。それには、おっしゃるように情報をしっかりつかむ、そしてそれらを行政としては、いち早く町民に伝播する方法はどうしたらいいのかというようなこと。そして、子どもがいろいろ経験をしてくる中で、個人のその防災力の力というのが、全く個々人によって違う。ですから、先日の雪についても、1人で5メートルきりできない人と10メートルも50メートルもやってくれる人たちがいるわけです。

ですから、地域の中で、地域力というのも、何人いるからこれだけできるということは、全く危険だというふうに思うのです。ですから、想定を新しくもとに戻して考えて、それで個々人は全く違う防災能力しかないのだと。そうすると、この地域にあっての地域力というのは、人数だけでなく全く違った状況になってくるのだとい

うようなことを全て新しく確信をさせられました。

それから、機械力、重機の話もございました。重機というのは、今の社会はこういうふうになっているのだなというのを改めて教えられた。というのは、一番だめだったのが国です。もう高速道路というのが全くだめになったわけです。それで、その次にだめだったのが県です。県道は雪がかけませんでした。町道のほうが早く雪がかけられた。こういう状況ですね。ですから、交通量が多いところほどだめだったわけです。

こういうような状況はなぜかと。今その建設業者というのは、長い期間、建設というものが停滞をしてきて、建設業者の中で重機が少なくなり、そして働く人たちが高齢化をして少なくなってきて、それでしかも今重機というのは、リースが多くなっているというのを今度で学習をいたしました。ですので、一旦ことがあったときに、リース屋さんにごと注文が来るのだけれども、リースさんが持っている重機の数も限られている。ということになると、注文を出しても一番もとのところの重機というのは限られている。ということになると、業者を何社かき集めても一番もとの重機というのはふえるわけではなくて、もうこれっきりないというのを私たちは学習をしたのではないかと思うのです。ですから、大変根は深いというふうに思います。

そういう中で、私たちはそれらの情報をしっかりつかんで、それでどう対応していくのかということをまざまざと教えられたというか、いうことではないかなというふうに思っています。

今、課長が答弁いたしましたように、嵐山町でもいろんな角度から住民の皆様方のお力をかりながら、知恵をかりながら、これからの災害に、いわゆるクライシス、危機管理、これに対応を図っていきたいというふうに考えています。

○青柳賢治議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） ありがとうございます。

1点だけもう一度お願いしたいと思うのですが、子供たちの意識が変わることが、やはりその地域全体の意識向上にも大きく私はずなるといふふうに思っていて、今回も質問をさせていただいて、その点だけひとつよろしくお願ひいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 全くそのとおりで思うのです。

それで、議員さん、もうごらんになっていると思うのですが、小中一貫の嵐

山町の報告書の中の大きな写真というのは、中学生が小学生を連れて登校するときですか、下校する写真が出ておまして、これが嵐山町の小中一貫の報告書になりました。こういう意識をそれぞれ持つことってというのは必要だと思うのです。

しかし、今回、大変残念だったのですけれども、雪のときには、小中一貫の写真に飾られているような状況というのはできませんでした。ですので、今おっしゃるように、そういう意識をしっかりと、全ての子供たちも、あるいは学校も、地域も、家庭も、みんなそういうものを持って、こういうふうになったら、それ、あの写真のようにというようなことができる体制、そういう意識づくり、子供たちを含めた、家庭を含めた、地域を含めた人たちで、しっかりとつくっていく必要があろうというふうに思っています。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の自主財源の確保、拡大についてからです。どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番(長島邦夫議員) 4番議員の長島邦夫でございます。今回の一般質問は3項目でお願いをしたいというふうに思います。順次質問をしますので、明快なるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問を始めさせていただきます。

初めに、自主財源の確保、拡大についてということでお伺いをいたします。財務省は、これは新聞の見出しでございますけれども、11月10日、いわゆる国の借金が9月末時点で1,038兆9,150億円となったと発表がありました。人口で割ると国民1人当たり817万円の借金であるということです。まさに危機的な状態、考えられないような状況でございます。地方自治体も大変厳しい財政運営を強いられているわけございまして、国も少子高齢化、人口減対策、また最近地方創生という事業を積極的に進めようとしているわけでございます。

やはり、それに当たり、地方自治体が事業を進めるに当たり、頼りになるのはやはり自主財源、家庭であっても貯えでございます。その自主財源の豊富さがあればこそ

いろいろな事業ができるわけでございまして、確保に当たりその点をお伺いしたいというふうに思います。

その関係から、初めに企業誘致条例の制定後の効果についてお伺いをしたいと思います。

2点目が、ミニ工業団地、工業がなければ商業団地を推進についてお伺いをしたいというふうに思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目１の（１）それと（２）につきまして、あわせてお答えさせていただきます。

企業誘致条例が今年度より施行されましたが、これまでに２件の申請をいただいております。内容としましては、建て替えに伴う企業奨励金に関する申請が１件、増設に伴います企業奨励金に関する申請が１件であります。これにつきましては、平成27年度に固定資産税として課税されますので、翌28年度から３年度分に限り全額を奨励金として交付することになります。

効果でありますけれども、この条例設置によって町外に移転を模索していた工場が当地にとどまる決断をして、新工場の建設につながったということが最大の効果であると思っております。

次に、小項目（２）につきましての関係でございます。初めに、川島地区であります。都市計画マスタープランの修正が必要となることから、一部改定に向けた手続に入っているところでございます。議会決定及び知事承認をいただいた後には、都市計画道路の線形の決定に向け、県との調整に入る予定であります。

さらに、都市計画上の変更決定に向けた作業や下水道の幹線の用地に確保など、課題も残されているわけですが、今後とも県当局のご指導をいただき、また関係地権者との協議、連携を図りながら、事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、杉山地区であります。現在、民間ディベロッパーによる開発に向けた説明会が開催され、地権者との個別協議に入っているものと思われませんが、正式に整ったという話は、今のところ町には届いておりません。今後は、正式に整った時点で開発の手続に入っていく考えでございます。

次に、鎌形大ヶ谷地区であります、企業からの問い合わせ等、具体的な動きは今のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、（1）から再質問をさせていただきたいと思います。

今ある町内の中小企業さん、どこでも同じですけれども、非常に厳しい事業を新たに拡大するというよりは、事業をなるべく縮小して行って、何とかうまくおさめていきたいという、そのような意向の方が大半でございます。

そのような中、3月の議会でこれは決定したわけですが、その後、我々たまたま工業の集まりがあったときに、課長さんにも来ていただいて、説明をしていただきました。そのときの反応も、非常にいい反応があったというふうに思います。それでは、そのようなことがあるのであれば、その企業が外に出ていくとかそういうことではなくて、今後の計画の中の一環に入れさせていただきますといった業者さんが、企業さんが、何社かありました。

その効果が、実際、期間的にはまだ幾らもたっていないですから、どのような効果が出ているのかなというふうなことで、今回質問をしたわけですが、何件があると。先ほど私が冒頭言ったとおり、企業を縮小して、なるべく赤字で夜逃げしないように何とかおさめていくのだという会社が多いですから、非常に難しいところだというふうに思います。特に製造業は、やはりこの一時期非常に円高があったときに、その親となる企業は外へ外へ、外はいいのですけれども、海外ですね、早い話が、随分知り合いの企業も外へ出て行きました。逆に、こちらの企業が今1とすれば、向こうは2.5だとか3だとか、そのような規模でやって、ほとんどこっちは研究状態だとか研究所の状態だとか、一部特殊なものを進めるのだとか、そのような状況でございます。

これが状況でございますから、なかなかこの嵐山町に残っている企業さんが、そこでこの企業支援をいただいて前へ進むということは非常に難しいかというふうに思いますけれども、さらなる拡大を目指して、ここに今企業誘致条例がございますが、そのほかに何か、この点はいろんなお話を聞いた中で、さらに改定しなくてはならないようなものがあるかどうか、あったらお聞きできればというふうに思いますが、よろ

しくお願いいたします。

○青柳賢治議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、内容に関しましては改定というお話でございますけれども、この条例に関しましてはこの4月から動いております、既に申請を先ほど申し上げましたけれども、いただいております。

今のところはその改定と内容に関しましては、特に変えていくというふうな考えは特に持ってございません。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 私に特段考えがあるわけではございません。

ですけれども、私は当事者ではないですから、当事者というか、何か事業の拡大を考えている人間ではないですから、よくわかりませんが、やっぱり見させていただきましてというふうな、企業には申し上げることはできませんが、そのような話も聞きました。

虫のいい考え方ですから、それに沿った考えというのはなかなか難しいかというふうには思いますけれども、もうちょっと緩和してほしいですとか、やはりその方は、いわゆる余り機械化ではなくて、人を使う企業さんですから、やはりその雇用の面に対してのもうちょっと手厚いものが欲しいだとか、そのようなことをおっしゃっていましたので、やはり企業のいろんな機会に情報を仕入れるときがあるかというふうに思います。もう少し突っ込んでお話を聞いていただくのも、この効果を出していくには重要なというふうに思いますので、お願いをしたいというふうに思います。

それでは、2番に移らせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） ミニ工業団地の推進ということで再質問をさせていただきますが、本当になかなか事業継承ができない、特に製造業の場合は本当にそうです。いわゆるずっとあったものが、この値段でやってくださいと、できなければ海外へ持っていきますと。そういうふうなもう義理も恩義も、そのようなものも感じたり感じられたりするような状態ではありません。

ですから、それでいってそこに投資をしていって、それでひっくり返されるのだったらどうにもならないのだから、やっぱり締めていきたいと思いますというふうなことになる

ったときに、やはり事業統計を見ていればわかるかと思うのですが、製造業はどんどん、どんどん少なくなっているというふうに思います。

そういうときに、町では、やはりここには鹿島の例が出ておりますけれども、今度のマスタープランで面的整備を進めていくのだと。それで面的整備というのは、私が理解するには、今度は道路をつくります。それで、開発をする、その次には下水を整備します。そういうことではなくて、一体的に進めていくのだと。それで、県と協力をしながらやっていくのだというふうなことだというふうに思います。

ですけれども、やはりこれだと非常に時間がかかるかと思うのですよね。私は、実際、知り合いが出た企業が寄居にあるのですけれども、4社ぐらいで用地を選定をして、場所をある程度町のほうで決めていただいて、それで4社ぐらいでそのところを整備をしていくと。そんなに膨大な土地ではないです。

だから、そういうふうな形にしていけば、町のそのPFIといいますが、民間指導によるものというのも考えられていくのではないかなと。余り膨大だと、とてつもない金額ですから、誰も寄りつかないでしょうし、そういうことも考えていく必要があるのではないかなというふうに思うのですよね。ですから、県の企業局、それを信頼して待ってプッシュしていくのも結構でしょうけれども、そうではなくて、町の指導で少しずつ、小さな面積のところで。

昔、花見台を進出するときも、地元の企業さんを優先しますよということで、小さな会社が何社か集まってきましたよね、一画ですよ、それも。そういうこともいい例なので、それが花見台の近所であろうとどこであろうと、私は大ヶ谷というふうには別に全然考えておりませんので、今回の質問の中には入っていません。ですけれども、町内の指定してあるところ、もう少しそのように町が積極的に進めていく、何ていうのかな、施策をもうちょっと企業さんが進出しやすくなるように、おいでくださいよというふうな、ぜひここだったら事業ができますよというふうな方向に、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、副町長でも町長でも少しご答弁いただければと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 長島議員さんがおっしゃられていることは、本当に我々が痛切に感じていることでありまして、また町の将来にとっても大変大事なことだというふうに

考えています。

現在、町も、皆さんご承知のとおり、総合振興計画で土地利用構想というのがございます。今後10年間に嵐山町は、まちづくりはどのような土地利用をやっていくのかと。その中で工業用地、工業開発はこの場所でこういう範囲でやりますよという位置づけがあるわけです。そこのところについて、町のほうでは工業の位置づけをして、外からの問い合わせについても対応しているというふうな現状があるわけですが、現実の話とすると、ここに企業が立地をしたいという話があっても、その種地がない、今ですね、そういう状況です。種地がない状況ですから、いかにスピーディーに今土地利用構想にある場所に、企業が進出できる環境をつくっていくかというのが最大のテーマです。

しかし、やはり議員さんおっしゃられるように一朝一夕にはいかないわけですが、まして、最低でも、花見台の場合は規模も大きかったですから、効果が出るまで10年かかりました。ミニ工業でも恐らく5年、最低5年はかかるのではないかというふうに考えています。

円安が進んで、あるいはこのまま円安が進めば企業が国内に回帰するのではないかとか。圏央道の周辺には、いろんな流通系の企業が進出をし始めています。いろんな環境が変わってきていて、これから嵐山町も、ある面では震災にも大変地盤が、地震にも強いというふうなことも明らかになってきましたので、企業が進出してくれる可能性、ポテンシャルが非常に高くなっていくのではないかと思います。

そういったことを考えますと、今課長が申し上げた場所を一日も早く企業が立地ができるような対応をとっていくと。これが今、町に課せられた責任ではないかなというふうに思っています。

それともう一つ、長期的に見ますと、嵐山町の今都市計画上の土地利用の規制ですね、都市計画法の規制がある。例えば今ある福祉施設が、福祉施設を周辺に拡張したいというふうな、高齢化の時代を迎えてそういう計画を持っても、土地利用構想上、都市計画法上その周辺に施設ができないと、そういうふうなこともございます。

それから、農村地域に、私は農村地域に住みたいのだと、ぜひ農村地域に家をつくりたいのだけれども、どうだろうという話を外からお話をいただいて、いろいろ研究してみても、嵐山町ではある一定の場所しかその家をつくる場所がないと。隣の滑川町は広範囲に、農村地域であっても家をつくる場所が指定をされていると。そうい

うふうな差もあって、これから将来を考えますと、その開発の規制、土地利用の規制、これをもうちょっと嵐山町も、町の活性化を図るために考えていかなければならない時期に来ているのだらうと、そういうふうを考えています。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 多分そういう規制的なものというのは、町が考えても打ち当たるところではないかなというふうに思います。また、膨大な資金が町で何かを進めることになれば必要なわけでございますから、その点についても打ち当たるところがあるかというふうに思います。

私も十分わかっていて質問しているわけでございますので、大きな開発が望めないのであれば、やはり小さくてもいいですから進めていくような方法をとらないと、時代はいいほう、いいほうに必ず向かうというわけではございませんので、山あり谷ありですよ。だから、そのいいときに、これからよくなるなと思ったときには、大胆な政策を打って進めていただいたほうが、今後、嵐山町によい企業が、または商業についても同じだというふうに思いますが、やはり大型店舗等が近隣には随分これから何か進出してくるみたいです。やはり都内が飽和状態ですから、この不採算というか余り採算を生まないものというのは、下に下ってくるのだというふうに思いますよ。

実際、嵐山町にしてもこれからいろんなことが考えられるでしょうから、ぜひその点も考えていただいて、ミニ工業団地というのは一つの例でございますから、いろんなものについて積極的に進んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） 嵐山町のフィルムコミッションの事業の推進、誘致活動についてということで大項目にいたしました。フィルムコミッションとは、撮影場所の情報提供やエキストラの手配など撮影がスムーズに進むよう映像制作を支援する機関であります。下記の3点についてお伺いをいたします。

1点目として、嵐山町の背景でさまざまなテレビ番組等が制作されているが、町は全て把握しているのかどうかということ。

2点目は、協力依頼の問い合わせに対し、対応を行政としてはどのようにしている

のかと。

3点目に、嵐山町の素晴らしい風景または文化遺産等が多くの方にPRされるわけであり、積極的に推進、誘致し、経済効果を図れればというふうに考えますが、現状はどのようになっているかお聞きをしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）から（3）について答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目2の（1）、（2）、（3）につきましてあわせてお答えいたします。

今年度4月から11月末までの番組等の制作協力の状況であります。地上波テレビが3件、ケーブルテレビが1件、DVDビデオ撮影が1件、そして映画撮影が1件であります。また、これ以外に、直接代表者に連絡をお願いしたものが2件ございます。これは神社の利用により撮影をしたいというものであります。

当町におきましては、観光協会を紹介させていただき、撮影の打ち合わせ、エキストラの募集等についてお骨折りをいただいているのが現状であります。

長島議員さんおっしゃるように、当町には豊かな自然と文化遺産等歴史のある建造物等もあることから、撮影場所のPRをすることによって撮影場所としての認知度も上がり、その相乗効果として当町の経済効果は大きいものと思います。

今後は、観光協会との連携をさらに深めてPRを充実させ、知名度のアップや経済効果にも寄与したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開の時間は11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の一般質問を続行します。

質問事項2の再質問からです。どうぞ。

第4番、長島議員。

○4番（長島邦夫議員） ご答弁いただきましたので、それについて質問させていただきます。

きます。

まず、(1) から進めたいと思います。ご答弁によると、全て把握しているのですかということで質問をしましたので、町では全て把握していますということでよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 先ほどもお答えをさせていただいておりますけれども、全て町のほうでも把握をさせていただいております。

観光協会さんを紹介という形をとっておりますけれども、町のほうとしては把握をしているという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長 第4番、長島議員。

○4番(長島邦夫議員) 例えば自分の所有するところに直接電話をされて、依頼者が直接電話をして、そこで済ましてしまっているという例は、ないということでよろしいのですか。だから、全てフィルムコミッションとしてする場合、やっぱり町の、幾ら個人のものであっても町のものですよね、町がかかわるものですよね。そういうものについて、直接その辺のところの接触した方が、こちらの町のほうに連絡もせずにそういう映像とか撮影等をやっている場合は、ないということでよろしいですね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

直接町に連絡を撮影業者さんのほうから頂戴いたします。町のほうは関係する部署のほうを紹介させていただいて、連絡をとっていただいているという形をとってございます。

お願いいたします。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 私の質問がいけないのかもしれないけれども、直接電話が町のほうになれば把握はできないわけですから、そういうことはないというふうに思っていますということだというふうに思うのですけれども、これについては確認でございますので、それで結構です。

それでは、2番に入っていきますが、2番、3番と、同じ答弁書になっていますので、ひとつ一緒に質問をさせていただきますけれどもよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） それでは、フィルムコミッションというのは、さっき私も言いましたとおり、町も幾ら個人の持ち物であっても、町のものですよね、町のものがかかりますよね、当然。そういうふうな考えからいくと、必ずフィルムコミッションというか、町に問い合わせをしていただいて、業者は進めていただかなければならないというふうに思うのです。そういう体制ができているのであればOKなのですが、そのように外に、嵐山町のそういう映像等撮影をする場合は、町もこのフィルムコミッション、こういう課で扱いますと、そのようなあれが外にPRはできているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

長島議員おっしゃるように、フィルムコミッションとして町のほうは、今現在PRはしてございません。ただし、問い合わせが必ず町のほうにございます。その場合に、観光協会さんを紹介して段取りをとっていただくと。連絡はとり合っていて、エキストラ等の手配をしていただいているという状況でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 大きな町ではなくても小さな町でも、全てのその撮影場所の提供ですとか、エキストラについてのあれですとかというのは、行政がやる場合もありますし、民間にそれを全て、問い合わせがあっても、こういう方がやっていますからというので、嵐山町では、よその町では、その町の姿勢としてフィルムコミッションに関するものについてはその違う団体が持っていて、そちらに任ず場合があるわけですね。

例えば、今、観光協会とおっしゃいましたですけれども、観光協会は依頼されたものについて対応するというので、全て対応するわけではないですね。だから、フィルムコミッション全てを、観光的なものであればこっち、違うものについては、またいわゆる文化財の関係であれば、観光協会ではないと思うのですよね。そういうところに、また違う団体をお願いをするとか、そういうふうなことを町ではやっている

というふうに思うのですが。

私が一番心配をしているのは、直接やられてしまうとうまくないと思うのですよ。直接接触されて、その中で撮影等がされて、内々に、テレビに今度は出るのだよとかなんとかというふうなうわさがかかってくるけれども、そういうふうになってくると、非常にそれはまずいと思うのです、私は。

ですから、そのフィルムコミッションと言われる嵐山町の対応をするところは、まず1カ所でないとうまくないと思うのです。そこから枝分かれをしてどこへ頼むかを頼むというのなら、全然問題ないというふうに思うのですけれども、その体制が、何か私が感じている限りでは、そうでもないように思うところがあるので、それは私の間違いかもしれませんので、これ以上は言いませんが、ぜひ体制としては、フィルムコミッションというのは町を非常によくイメージアップしてくれる場合もあるけれども、逆の場合だって考えられるわけですよ。

ですから、町がそのフィルムコミッションに限っては全てを把握しているという状態をつくらないとうまくないというふうに思いますので、ぜひ、町のどの課にかかってくるかわかりませんが、必ず企業支援課長のところが全て統括しているというのだったらわかりますけれども、その点ちょっと、いろんなところがかかわってくるかと思いますが、ちょっとお聞きします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 この件につきましても、議員さんよくご理解されてのご質問だというふうに思います。

埼玉県では、市町村にフィルムコミッションがある市町村が28ございます。それ以外の市町村、それから県の観光課、県行政も含めて埼玉県の観光連盟、町でいえば町の観光協会が県では観光連盟という組織になっておるわけですが、ここが統括をする埼玉県ロケーションサービスという組織がございます。ここが各市町村に、取材の申し込みがあった場合は市町村と連絡をとる、あるいはエキストラも必要だということになれば、そのエキストラの世話もする。それから資材等、その市町村から調達をした、これが一番経済効果も伴いますので、市町村にとってはメインとなるわけですが、それもその市町村に委ねると。

そういうことで、埼玉県のロケーションサービスが間に入って、小さな町、フィル

ムコミッションのない市町村、ここの取りまとめをやっていただいているというのが今の現状でございまして、嵐山町にはフィルムコミッションはございません。したがって、埼玉県ロケーションサービスとの連携によってさまざまな対応をしているというふうなことでございます。

参考までにお話しさせていただきますと、埼玉県にいろんな、課長申しあげましたようなロケをするような場所がございます。その中で、人気、アクセスがある1番はどこかという、嵐山町の嵐山溪谷のあの場所が、その中でも一番人気になっています。それから2番目がどこ、3番目がどこここにありますが、5番目に学校橋河原、埼玉県のベストファイブの中の2つに嵐山町の観光地が入っているというような現状もございます。それだけ問い合わせも多いのだと思うのですが、そこを観光協会と企業支援課が連携をとりながら対応しているというのが現状でございまして、ロケに来たりいろんな写真の撮影もしたり、私が観光協会のお世話になっているときもそうだったので、いろんな問い合わせがございます。それについては、町のほうは、町のメリットにつながるものについては、可能な限り対応させていただいていると。町と連携をとりながら観光協会としては対応させていただいているというふうな現状でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） そのフィルムコミッション、嵐山町にはないということですが、それを統括するところというのは、これからさらに重要になってくると思うのです。町をプロモートするというか、よくこれから撮っていただくためには、そういう注意も必要なのですよ。何でもいから、どこでも撮って構いませんよ。それは構いませんけれども、最後には字幕が出るわけですよ、協力いただいたところは必ず。ですから、その評価にもつながっていくので、やはりどなたかが、例えばどここのフィルムコミッションと言えば、町のほうでこういう話があるからぜひやってくれと言えば、その責任になってくるわけですよ。

だから、非常に町を創造するとかイメージをアップしていく、まちづくりをこれから進めていくには、映像として流れるわけですから、重要な部分になってくるので、何しろ町と観光協会であれば、観光協会とよくタイアップをして進めていかないと、逆にマイナスの面だけ出てくるわけですから。

例えば、嵐山町は、悪い面を言ってもしょうがないですから、いい面をより表現し

ていただくには、非常に、その観光協会にタイアップするのも結構ですけども、タイアップするのであれば諸事業ですよ、いろんな注意点等を町とよく話し合っていて、マイナス面にならないように気をつけていただきたいものです。

それと、観光協会ということは、観光協会にお願いをすれば対応してくれるのだというふうな聞き方もできますけれども、少々組織的にもしっかりはしていますが、人的なこともありますし、もうちょっと商工会ともタイアップした活動、そこにはやっぱり事業者の集まりですから、観光とはまた違ったノウハウもありますし、ぜひそことも進めていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

商工会は事業利益を得る団体ではございませんから、資金的にも非常に大変な部分があるかと思いますが、人材的には豊富なところですよ。また、観光協会とは違う面も多く持っていますので、商工会とも、特に商工会の若い人たち、寄居町なんかはほとんど青年部の人間が動いています。そういうところのタイアップも必要なのではないかな、新しいアイデアをどんどん出していただけるのではないかなというふうに思います。ぜひそれは進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

議員さんがおっしゃいますように、商工会とのタイアップということでございますけれども、内容によって商工会さんとの連携、タイアップというふうなことも今後は視野に入れまして、寄与していきたいというふうに考えます。お願いいたします。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、最後の再質問に移らせていただきますが、このフィルムコミッションと言われるところがないということであれば、外に向けて嵐山町のよいところ、それをPRしていくには、どのようなお考えを持ってこれから進めていくのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町のPRということですけども、大変恥ずかしい話ですけども、嵐山町のPR、広報力というのは、決して自慢できるレベルまではいっていないというふうに考えております。

それで、庁内でも常日ごろ、各課に広報の担当者、担当課というだけではなくて全ての課が、それぞれ関係をするものについて発信をできなければならない。そして、その発信をする意識がないとだめ。その発信をするには、情報をしっかり確保、自分でわかっていなければ発信ができないわけですから、いかにその中で勉強してもらうかということが一番大切だというふうに庁内では話しております。

そういう中で、フィルムコミッションということに関して言いますと、それぞれの課が全部と言いましたけれども、そのとおりなのです。嵐山町を発信する。ですから、嵐山町のこの観光名所、今話が出ましたけれども、そういうものをしっかり資源として持っているわけですから。そのほかに嵐山町のいいところという衣、食、住、それと嵐山町が首都圏から60キロ圏、水が流れ、里山があり、そここのところに住んでいる嵐山町民というのは、こういうような人たちで、こういう生活をしているということを発信ができないといけないというふうに思うのです。

それで、何がというのは、外から見ると人というのは全く違うので、この間、教えられたのですが、横浜の方が言われたのだそうですが、友達に。「嵐山ってどこだい」と、こういうふうに言われて、「嵐山インターっていうのがあるだろう、高速」にと。そうしたら「ああ、関越に乗っていくと暗くなる場所だね」と、こういうふうに言ったっていうのですね。明かりがこういうふうに暗くなっていく、周りのところが。

それで、その横浜の人が言ったっていうのだけれども、明るいところを暗くするのは莫大な金がかかるし、できないのではないだろうか。しかし、もう暗いことから、その暗さというものは資源だと。嵐山町というのは、沿線の中では暗くなる場所だよ。そうすると、そここのところから見える夜の空というのは、ほかと違うよというようなことをその人は言いたかったというふうに言っています。

そうすると、そここのところに流れる川が、空気が、水が、そういうところでとれる農作物、山の楽しみ、川のせせらぎ、そここのところで詩をつくる、歌をつくる、ハイキングをする、そういうのはいいよというような話をその人はしてくれたと、全くその話を聞いて教えられる思いがしました。嵐山町の資源というのは、本当にもういっぱいあるのだなというのを改めて感じました。

それらが発信がなかなかできないというのが、嵐山町とするといま一つの弱点かなと。ですから、それはカバーができることですから、町民こぞって、特に行政面ではそういうものが発信ができるように、さらに職員研さんを積んで努力をしていきたい

というふうに思っています。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 地元は、地元を育てる、それを育てるのはこの地元に住んでいる人であるし、地元で自信を持って外から人を呼び込むということも、そういうふうに進むわけですから、まず自分の町のブランド化、住民の誇りや地元愛を根づかせることが非常に重要なのではないかなと、そこからフィルムコミッション。ただ、撮影場所を提供するとかなんとかという、そんな簡単な問題ではないのです。非常に、これから嵐山町を外に知らしめていくには、地元のよさを知らしめていくには、最高の、無料でやっていただけるわけですから、それでなおかつ地元にお金を落としていただければ、またそれを見た人が、今度は嵐山町に越してみたいなんていう気持ちがあれば、なおさらいいことだと思いますので、ぜひその一本化、フィルムコミッション今はないということをございますけれども、時間をかけても、どこが主体的にやっていくのか、タイアップも結構ですけれども、やはりタイアップとなると片方を頼りにしてしまいますから、私がやるのだ、私の団体がやるのだというのを一本決めていただいて、そこから進んでいただけるようにぜひお願いをしたいというふうに思いますので。余り片方を過信しますとそこで終わりになってしまいますから、ぜひ課長さん、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、3番目に移らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） 公共施設、備品の活用についてということで質問をいたします。

現存する公共施設及び備品について使用中止、また新たなものに変更する場合は、住民のニーズに合っているか判断するのは非常に難しいと思われるが、下記の2点についてお伺ひいたします。両方の質問ともやすらぎのことでございますので、よろしくお願ひいたします。

やすらぎのお風呂は廃止された。利用者とするば重要な部分と思われるが、利用者の推移は現在どうなっているのかお伺ひしたいというふうに思います。

2番目として、突然の事業中止であり、シャワーでなくお風呂を希望している人もいるというふうに思います。町内、近隣にも民間事業者もあり、利用券補助の導入の考えはあるかどうか、お伺ひをいたします。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、まず質問項目３の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

本年６月１３日に当該施設浴槽水の水質検査を実施し、同月１８日に西側浴室浴槽水より基準を超える大腸菌群が検出されたことに伴い、利用者の安全を重視し利用を休止しておりましたが、今後の運営方針を検討した結果、給湯設備の老朽化に伴い現状の設備では改善することが困難であるため、浴槽を廃止するに至りました。

利用者数の推移につきましては、利用の休止前の５月と本年１０月の利用者数を比較いたしますと、月間の延べ利用者数が８７８人から５８１人に、おおむね３分の２程度にとどまっている現状でございます。

次に、（２）についてお答えをさせていただきます。浴槽廃止に伴い、利用者から再開を希望するご意見、あるいはシャワーの改装を歓迎する声などを頂戴しておりますが、現状をご説明させていただいたところでは、おおむねご理解を得られているものと考えております。

やすらぎの開館から１０数年を経過し、この間、高齢者の趣味趣向の多様化が進むとともに、介護予防に関する取り組みも併用してまいりました。こうしたことから、浴槽を活用した取り組みはひとまず役割を終え、新たな取り組みに移行していくことが重要と考えております。このためご提案の民間施設の利用券補助につきましては、現在のところ考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員） 大変な残念なご答弁なので、どう質問しらいいかよくわかりませんが、まず利用者の推移はやはり減っていると、３分の２程度にということでございます。私も近くに住んでいるわけではないのですが、そうそうよくわかりませんが、お風呂に入るといのは、やっぱりトレーニングジム等に行けば当然汗をかくわけですから、お風呂にというか、汗を流したいというのは当然だというふうに思います。これは、介護施設の中のところ、介護ではなくてトレーニングルーム等があって、若い者にも多く利用されると。そういうところから、汗をかいてもかき放しで、それですぐ家が近くであればそれもいいでしょうけれども、帰るとい

場合には、ちょっとふぐあいがあるのではないかなと、そのような関係から減っているのではないかなというふうに推測はつきます。

これについては、再質問というよりも、私の質問がどうですかということでございますので、少なくなっているということで2番に移らせていただきます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） それで、もちろんアンケートをとれば再開してほしいというのは当然あると思いますよね、アンケートについてはとったのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

利用者のアンケートにつきましては、議員さんご案内のとおり、このやすらぎの浴槽施設につきましては、たびたび故障を繰り返しておりまして、利用者の皆様にご迷惑をおかけしてきていると。また、それとともに、修繕について多額な経費等も過去にかかっているということで、大変課題があるというような認識をしておりました関係から、実は昨年、平成25年の10月から11月にかけて利用者の方からアンケートを頂戴しております。

その結果を見まして、幾つかこうご質問をさせていただいたのですけれども、その中の一つの質問として、お風呂について老朽化が進んでいるということもありまして、例えば今後、風呂を廃止した場合に、このやすらぎ施設を皆さんどうされますか、引き続きお使いいただけますかというようなご質問をいたしました。そうしたところ、引き続き利用するとお答えいただいた方は全体の34%、風呂がなくなってしまっは利用は控えたいとお答えの方は全体の4割、それ以外の方はどちらとも言えないというようなお答えをいただいております。

今回、風呂の廃止を決定するに際しましても、こういったアンケートについても当然ながら町長のほうには報告をし、検討をいただいたという結果でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） いつも利用している人は、その状態を見ていれば、やはり残念だけれども廃止なのかと、そういう感想なのではないかなというふうに思います。アンケートをとれば、ぜひそのまま継続してほしいという人が多いのではないかなと

いうふうには思います。ですけれども、たびたびの故障では余り当てにならないから、それでは、この3分の1減った人は、ではよそに行こうかという結果になるのではないかなというふうに思います。

それで、非常に料金的にも安いですし、町外から、町外の人が幾らか私よくわからないですけれども、私がたまたま北部交流センターを使っていたら、滑川のほうの人が来て、きょうは何ですかと言ったら、お風呂に入りにきましたと昔ありましたですけれども、やはり民間のところでもなくとも、公的なところは安いですから、やはり隣町でも行きますよ。

そういうふうな考えを持って大いに結構だと思うのです。嵐山町になくなって、私はもう中止だということですから、中止に前回の補正予算のときに賛成しているわけですから、それ以上のことについては申し上げませんが。でいえば、隣町または町にある民間のものを大いに利用していただいて、それを補っていく考え方というのが必要だというふうに思うのです。

例えば、私はそんなによくは利用はしませんが、東松山の神戸にありますよね、健康増進センター、あそこは市民であれば100円だとか200円だとかそういうふうな感じで、市外は400円なのです。また、隣のときがわにおいても、施設が、公的なものも随分ありますから、そこの補助もしていると。

ただ、どんな人でも全て補助しているというわけではなくて、60歳以上の方ですとか、あとは病気を持っている方とか障害者手帳を持っている方とか、限定はありますけれども、補助を出しているわけです。または、ほかの町村においても、そのようなことがございます。

やはり、ないのだったらないなりに、今まで使っていた人もいるわけなので、満足するということとまでいきませんが、やはり町から少しいただいでお風呂に入ることができるのだと、そういうふうにやっていただくのが、やはり住民サービスの、中止するので、やっていく必要があるというふうに思うのですが、考えはありませんということですが、ぜひお願いをしたいと思うのですが、最後にお答えをもう一個お願いしたいと思います。町長、どうですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

ご承知のように、この施設は介護予防施設ということでスタートいたしました。そして、そのときの詳しい話が、ちょっと不勉強であれなのですが、補助率がかなり高かったという話です。それで、そのころには、介護施設の中には、この風呂、これが必須条件みたいな形で書いてあった。それで、その施設ができたということなのです。それが、課長答弁にもありましたように、介護の環境というのが変わってきた。どういう介護予防がいいのかという世の流れの中で、だんだん、だんだん介護施設の中の、介護予防施設の中の浴槽というウエートが下がってきた。それで、ほかのものがやってくる。そして、ご承知のように、いつも話していますけれども、嵐山町の介護度の進み方、それから健康、高齢者の健康づくりというものというのは、ほかの近隣の市町村に比べても決して負けていない、いい状況に来ているということなのです。

ですので、ここのところの介護予防施設のお風呂、それと公衆の浴場ということも書いてありますけれども、銭湯なのか介護施設のお風呂なのか、ここのところが境目だと思うのです。公衆浴場ではないのですね、あれは、最初から。そういうことをあれした中で、あれをやめて、何かこうじり貧な感じを与えると全く不本意なので、あえて話をさせていただきますけれども、これは介護予防というのは健康づくりと一体だと思うのです。健康づくりがあって介護につながっていくわけですから、健康づくりが進んでいけば介護もさらに質がいい、成績のいい町民がふえてくるということになるわけです。

ですので、健康づくり、これをどういうふうにしたらいいのか、前にも話したことがありますけれども、健康づくりにもプールだとか浴場だとかいうような、そういう施設が効果的だと、さらにいいのだということであれば、健康づくりの中に広げていって、さらに嵐山町の健康度を上げていく。そして、結果として介護予防に貢献をして、介護予防についてもいい結果が出てくるという形で、総体に健康づくり、介護予防についてセットに考えて、さらに嵐山町ではそういった事業を強化充実をして、成果を上げていくというふうな考え方というのをこれからはとっていくべきだというふうに思います。

そういう中で、あそこのところも、ただやめたというだけでなくてさらに、健康の器具がついているわけですが、あそこのところに補充のできる器具類というのはないものなのか、介護予防施設としてさらにそういったものは必要なのか必要でないのか、そういうものがあるのかないのかさらに検討を重ねていって、あそこのとこ

ろに介護予防の施設としてさらに充実強化が図れるような形に、お風呂でないものの展開が図られていくのではないかとこのように考えております。

そういう形で、健康事業、介護予防事業、これらをさらにグレードを上げていけるように、行政としても町民の皆さんと相談をしながら進めていければというふうに考えています。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 利用者が、お風呂を利用していた方が介護の関係の方だとすれば、やはりお風呂というのは重要な位置なのだと思います。最初から介護施設というのはお風呂というのは重要だったのですよ、それが基本にあったのですよということになればそうなのですけれども、だんだんあそこが何か、本当に介護施設なんかいなというふうに私なんかは、スポーツ機器があれだけ並んでいて、やっぱり利用している人は若い人ではないかなというふうに思うのです。だから、徐々に変わっていくのではないかなと思います。そういうところも廃止の一つにはあるのではないかなというふうに思いますが。

お風呂を楽しみにしていた人が、嵐山町の中ではなくなくなってしまったと、一つでもあればそちらに行くでしょうけれども、低料金で利用できる場所がないのだと。そういうことになると非常に寂しい面もありますから、これからいろんな要望が出てくるかというふうに思いますが、ぜひ、嵐山町に住んでいて住民サービスそのものがなくなっちゃったというより、多少幾らかでも出していただいて、住民としてよかったと言えるようなサービスのあれも、補助を出すということではなければ、それができないのであればまた違うことも考えていただいて、ぜひお願いをしたいというふうに、継続的にお風呂と利用している人ががっかりしないように進めていきたいというふうに思いますので、お願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩をいたします。

昼の再開の時間は1時30分といたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時30分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 畠山美幸議員

○青柳賢治議長 ここで報告をさせていただきます。

次の一般質問は畠山美幸議員でございますが、一般質問の通告書でございます。大項目の2点目に「子育て支援について」というふうな質問事項、表題になっておりますが、こちらのほうを「サタデースクールについて」ということで訂正をさせていただきます。本人より申し出がありました。大項目でございます。

それでは、畠山美幸議員の一般質問、お願いいたします。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 議席番号6番、畠山美幸、議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず、大項目の1項目でございます。公共のお風呂について、9月議会補正で、やすらぎのお風呂が廃止、シャワーのみの利用になりますという説明がありました。一部の方々からお風呂復活の要望のお声を聞いておりますが、町として別の場所での設置もしくは民間施設等の活用による補助券配付についてのお考えはあるか、お伺いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 質問項目1につきましてお答えをさせていただきます。

浴槽廃止に伴い、利用者から再開を希望するご意見、あるいはシャワーの改装を歓迎する声などを頂戴しておりますが、現状をご説明させていただいたところでは、おおむねご理解を得られているものと考えております。

やすらぎの建設当時は、健康保持増進のための施設といたしましてこのような浴槽を備えた施設が一つのはやりでもあり、建設費の10割を国の財源で建設することができました。しかし、10数年を経過し、高齢者の趣味趣向の多様化が進むとともに、介護予防に関する取り組みも変容してまいりました。こうしたことから、浴槽を活用した取り組みはひとまず役割を終え、新たな取り組みに移行していくことが重要と考えております。このため、ご提案の他の場所での新設や利用券補助につきましては、現在のところ考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 私の前の長島議員さんも同じような質問をされておりましたので、細かい内容については先ほど伺っておりますが、しかしながら、やはり町民の方が本当に残念がっておられて、補正予算で私たちは廃止のほうで賛成をしているわけですから、蒸し返すつもりはないのですけれども、別な方法で何か提案ができたらと思ひまして、今回質問に入れさせていただきます。

それで、隣町のときがわ町は、ときがわ町指定保養温泉補助券の配付というものをやっております、指定保養所としましては、旧玉川温泉保養所、ニューサンピア埼玉おごせ、ゆうパークおごせ、都幾川四季彩館ということで、町を超えての施設を保養所として利用するようにしていらっしゃいます。

内容のほうは、あらかじめ交付された利用券を使うと300円の補助となります。こちらが最大で20回利用ができますというような町の取り組みが載っておりました。でするので、なかなか、10割補助でお風呂の設置があったということも先ほどの答弁にございましたとおり、今財政も厳しい中で、町の負担でお風呂をつくれというのは、やはりいかなものかなとは思ひます。

しかしながら、今まで本当にいろんな介護の仕方はあると思うのですけれども、やっぱり介護の補助の中にもお風呂というのがありますよね、介護で車にお風呂が設置してあって、お風呂に入れていただける、もう本当に高齢者の方は気持ちよさそうに入っている、やはり介護の一環としては、やはりお風呂というのは切っても切れないものではないのかなと私は思ひます。

運動ができる方は運動で介護予防をすればいいのだけれども、やはりお風呂に入って精神をリラックスさせるというのも、介護の一点ではないのかなと私は思ひるので、すっかり、しっかりとやめていくのではなくて、やはりこの補助券というものを利用していくというやり方がよろしいのではないのかなと思うのですけれども。

今まで光熱水費ですとか施設の修理などにかかったもろもろのそういう経費は、今まで幾らぐらい年間にかかったのか、課長にお伺ひしたいと思ひます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

光熱水費につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、お答えのほうは控えさせていただきますが、やすらぎ施設の修繕ですね、やはりこういった施設を持っていますと、いろんなところが壊れてまいります。特に、先ほど長島議員の答弁の中でもお話をさせていただきましたが、浴槽関連設備についての修繕額というのはかなり多額に上っています。

以前、統計をとったことがございまして、平成18年から平成25年度までの8年間、この8年間でどれだけの修繕料がかかったかということを見ました。ざっくりした数字で恐縮なのですが、8年間で修繕の全体が450万円ほどだったというふうに記憶しております。その450万円ほどのほぼ9割、400万円程度が浴槽関連施設、ボイラーであるとかあるいはその浴槽内の修繕、こういったものにかかったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 8年間で400万円ということだと1年で50万円、単純に割ると1年間で50万円の修繕費がかかったという内容でよいのか。先ほど光熱水費はわからないと言うのですが、大体でいいのですけれども、大体このぐらいかかったのだよというのがわかれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

本当におおよそで大変恐縮でございますが、光熱水費は100万円以上はたしかかかっているというふうに記憶しております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうしますと、150万円ないし200万円ぐらいがお風呂にかかっていたお金なのかなと、今ざっくりですけれども思います。

町内の60歳以上の高齢者ですと、大体ですけれども5,000人ぐらいでいいのかな、ちょっと人数、間違っていたらまた教えていただきたいと思っておりますけれども、75歳以上ですと2,000人前後なのかなと思うのです。そういう中で、例えば75歳以上の方に300円の補助をしたと算定します。300円を12カ月、2,000の方に配付をすると720万

円という金額が確かにかかってしまいます。しかしながら、デマンド交通もそうですが、ご利用になられる方が3割程度としますと、年間で216万円という金額が出ます。ですので、先ほどのお風呂の修繕費、光熱水費、合わせると200万円程度のお金がかかっていたものが、大体同じぐらいで賄えるのではないのかなと思うのですが、人数に間違いがあったらまた訂正していただきたいと思っておりますけれども、そのようなお考えで、そういう形でのお風呂の提供というのですか、をしていただくというのは、ちょっと課長に、数字的なものが、私いい加減なことを言っているとあれなので、ちょっと確認したいと思っておりますけれども。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず、人数的なお話でございますが、今年の11月1日の数字でございますが、町内の65歳以上の方が5,211人、75歳以上の方が2,178人いらっしゃいます。こうした方々に今議員さんのご質問のような形で配付をしたとすれば、250万円から300万円ぐらいの経費がかかってくるのではないかというふうには思います。

ただ、これは現状こういった人数でございますが、ご案内のとおり少子高齢化というのはますます進行していくと、国の推計によりますと嵐山町では75歳以上人口というのは、今は総人口に対して12.0%という数字が出ていますが、2025年はこれが20.1%になるというような推測が出ています。人数といたしますと、現状よりも1,200人程度ふえていくと。これがもう2025年、すぐそこに迫っていると。今後こうした傾向がより強まるという中であって、また社会保障費が、これは国全体で見ても年々増嵩している。やはり、こうした今嵐山町が置かれている状況を鑑みれば、なかなか今議員さんのご提案のような形で町民の方にご利用いただくというのは、大変厳しいものがあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 確かに、人数が2025年で1,200人ふえてしまうような推計もあるというお話になると、さっきの計算が300万円ぐらいになってしまうのかなというあれもありますけれども、しかしながら、さっきは補助券を300円で計算しましたから、その辺をまた200円にするとかそういうふうになんか絞りがあっても、やっぱ

りまるっきりお風呂がない生活に高齢者の方を戻すのではなくて、少しでも何らかのお風呂の移行を考えていただきたいと思うのです。

それで、東松山の市民健康増進センター、神戸にございますけれども、こちらが市外在住の方が400円で利用ができる。今まで、やすらぎのお風呂は、町内の方であれば200円払って入れる。ですので、例えばこれ200円を補助すれば200円に入れるという形になるのかなと思います。

それと、パテリアですね、パテリアですと町外の65歳以上の方は300円で入れるということになっておりますので、またこれも200円補助してしまうと100円で入れますし、いろいろと近隣のそういうお風呂の金額を見ながら、利用者の方も検討していただけるのかなと思いますので、ぜひともそういうお考えを持っていただきたいと思います。

町内に平成桜がございますが、こちらが2時間利用コースですと650円ということで、3時間だと760円とか金額が上がってきます。だから、これは650円っていう金額もございますし、あと玉川温泉というのが隣にありますけれども、玉川温泉ではない都幾の湯ですか、820円とかいろいろと金額があるので、そういうのは利用される方が金額に合わせて、またその施設に合わせて考えていただければいいと思うので、ぜひともやはり補助券、幾らかの補助券で対応していただきたいと思いますけれども、町長は、長島さんにも答弁をなさっていたのを午前中伺いましたけれども、考え方の変化はないのか、そのままやはり別のものにかえていくのだよということなのか。

今、いろいろと計算式を私も私なりに考えてお示しさせていただきましたけれども、何らかの方法でぜひとも検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 考え方としては、先ほど答弁させていただいた内容で、課長答弁もありましたけれども、そのような形で進めさせていただけるとありがたいなというふうに思っております。

それで、一番肝心なことというのは、答弁の中にもありましたけれども、10割補助でそれでお風呂というのを、あそころつくったときには、考え方、介護予防の考え方というのは、腰が痛い、膝が曲がった、手が痛い、温めればいいのではないだろうか、

お風呂に入ってやったら伸びるのではないだろうかというような考え方があって、それでこれは施設の中でもつくるものだというような状況の社会状況だったと思うのです。それが今、変わってきまして、介護予防の中でもいろんな形で運動をして、筋肉でも少しつけたらいいのではないかとか、あるいは何をしたらいいのではないかと。だから、発生してしまってどうにかするのではなくて、発生させないような方向に介護予防も方向が変わってきているわけです。ですから、そういうような方向に嵐山町でも行ったらどうか。それには、やっぱり先ほども言ったように、健康づくりそれと介護予防というようなものを一体化させていったほうが、国の施策に、方向にもそうですし、現在の方向に、そして平均年齢が上がってきているわけですから、体力も違うと思うのです。そういうような状況も踏まえた中で、やっぱりやっていったらどうなのかなと。

それと、費用対効果ということ今年度の監査の報告でもご指摘をいただいておりますので、行政とすると一番それを念頭に置いて、事業展開をするときに基本的に考えていかなければいけないというふうに思っていますので、効果というようなものを考えたときに、そういう方向のほうがいいのではないかと指導があるわけですから、今議員さんらともう一度考え直ししながら進めていければなと。ただ、基本はそういう考え方で思っております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今、町長の答弁の中で、もう一度考え直しながらという言葉が入っていたので、いい方向に、前向きに考えていっていただきたいと思いますが、対象となる方ということで、ときがわの先ほどお話しした中に、疾病の治療に温泉の利用が効果的であると医師が認めた方というような内容が入っていたりもするのですよ。ですので、まるっきりお風呂だめではなくて、例えば高齢者の方でも、ちょっと足が不自由だよとか何かしらの疾病で、そういう温める効果がいいよと言われたような方の、例えばもう本当にお金が厳しくて大変なのだと言って、介護の考え方が変わってきたといいながらもそういう方向での考え方というのを導入するという、前向きに、全体的に考えていただきたいのですけれども、最悪の場合はせめてそのくらいのところも考えていただきたいと思っておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 介護予防というのは、こういうふうになればと、一つあるだけではないわけですから、いろんな方にいろんな対応の仕方があると思うのです。ですけれども、多い人数をどういう方向に導いて方向をつけていくかということだと思ふのですよ。

ですから、多い人数の方も少ない人数の方も、いろんな形で対応しなければいけませんけれども、行政でできる中というのは、多いところが中心になるのかなと。小さいところは、ですから知恵を働かせて、どうにかそういう方向がとれるかとれないかという方向があると思うのです。

それともう一つ、これは全く違う方向ですけれども、大きな流れとして、国の中でも、いろんな予算の使い方というのが、高齢者に対する福祉予算の使い方と、若年層、若い人たちに使うあれというのが大分ちょっと変わって、進んできて、差が出ているわけですね。それで、この税に対する考え方とかいろんなものについても、なかなか若い人たちはそういうものに賛成をしない状況が来ているわけです。だから、世代間の公平さというようなものも考えていかなければいけないかなと、全体的なことを考えるとですね。そういう中にいろんなことを考えていかないといけないし、その中で費用対効果とか指摘をされておりますので、非常に難しい中の選択ですけれども、いろんな形でまたご指導をいただけるとありがたいなと思っています。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。先ほどの答弁の中に、新たな取り組みに移行していくことが重要と考えますということで、課長から答弁があったのですが、新たな取り組みとは何か考えているような取り組みは、町長がお答えいただければありがたいです。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

行政は停滞しているわけではありませんから、次々に、去年やったところをそのままやっているわけではありませんので、今年は新しい展開ができないかということで、全ていろんなものに挑戦をしております。そういうことでございます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひとも前向きに考えていただきたいと思いますので、よろ

しくお願い申し上げます。

次に移らせていただきます。

〔議長、いいですか〕という人あり〕

○青柳賢治議長 どうぞ。

○10番（清水正之議員） 2項目めの話ですけれども、私は項目事項の変更だけで済むというふうには思いません。昨日、文教厚生委員長のほうから所管事務の調査報告で、子ども・子育てについて及び少子化と学校のあり方についてということで報告がありました。そういう面では、畠山議員はその文教厚生委員会の委員でもあります。嵐山町の議会は、所管事務の調査に関する一般質問はしないという慣例があります。それは、所管事務の各常任委員会の中で十分提案もできると、常任委員会そのものをより充実するということからそういった方法をとっています。

この項目については、それに触れるのではないかというふうに思うのですが、先ほど、議長は、調査事項の変更でということでしたけれども。

○青柳賢治議長 質問事項の変更です。

○10番（清水正之議員） 質問事項の変更でという話がありましたけれども、私はそれだけでは済まないというふうに思うのですが。

議会運営委員会でこの件について協議をしたのであれば、まず議会運営委員会の委員長の報告を、調査結果の報告を受けたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時53分

再 開 午後 1時56分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより安藤議会運営委員長の説明を求めます。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 それでは、先ほどの清水議員のご指摘について、議会運営委員会として協議したことをご報告申し上げます。

清水議員からのご指摘のとおり、嵐山町の議会が所管で特定事件で上げているものについては、一般質問では質問項目に入れるにはそぐわないということできております。そんな関係もございまして、実は午後1時から議会運営委員会を開いたわけでご

ざいますが、この子育て支援についてということについては、まさにこの特定事件で上げていることをごさいます、実は正副議長、委員長会議のときにこの問題について、中身のものについては子育て支援とは離れるという判断の中で議論をしませんでした。ただ、子育て支援についてというこの表題について欠落をしております、ご指摘のとおりだということの中で会議を開きました。

清水議員さんは、この中身に入っているのではないかという、委員長報告に学校教育のこともあるのだから、入っているのではないかというご指摘でございますが、広く考えればそうかもしれませんが、サタデースクールという新たな考え方の中での提案でございますので、その内容については許可してもいいのではないかということに議会運営委員会はなりました。

ただ、表題については、これ決まりがあるわけではないのですが、あるというか、これにつきましては、表題の変更はどうするのだというもので、議会事務局長にも全国の議長会にも問い合わせていただいたところでございますが、議長に申し出て議長が許可することによっての変更でしたら、さしたる問題はないということの中で、表題だけを変えるということの取り扱いに決定をさせていただきました。

そういうことですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 質疑でしょう。

清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今委員長の報告があったのですが、経過についてはそういうことなのだと思うのです。したがって、各常任委員会をより充実させるということから、常任委員会の所管については、その常任委員会の中で提案をしていくということで、今までやってきました。そのことが各常任委員会が、より充実するのだということから始まったことだと思うのです。最終答申というか、その中にも十分反映できるということから、そういう措置をとってきたわけです。

今の委員長の話ですと、中身については協議をしていないのだという話ですので、もう一度議会運営委員会を開いて、きちんと議論をしてほしいというふうに思います。

○青柳賢治議長 安藤委員長。

○安藤欣男議会運営委員長 中身については、サタデースクールという、学校教育の問題について……

〔協議してないと言っているんだから、それ

は安藤さんの意見です。だから、その協議
をしてくれということです」と言う人あり]

○安藤欣男議会運営委員長 ですから、清水議員おっしゃるのは、特定事件の中でこの問題は協議できるだろうというご意見なのだと思うのです。

〔「そうじゃないです。中身についてはきょう議会運営委員会で協議を」「議長が説明して」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ちょっと私が説明をしますので、議会運営委員会では中身については問題がないというように協議が決まりました。安藤委員長の報告にそれを追加させていただきます。

〔「協議をしていないと」「だってそういうふうに言ってない」言う人あり〕

○青柳賢治議長 ここにいらっしゃるわけです、議会運営委員の皆さん。

〔「ですから、協議はしてないと……」言う人あり〕

○青柳賢治議長 安藤委員長、どうぞ。

○安藤欣男議会運営委員長 いいですか、協議はしていないというのは、中身については、この一般質問に対するやり方には、配慮すべきだというものには触れないだろうという捉え方なのです。

ですから、広く考えればそれは何だって広くなりますよ。ですから、これはサタデースクールということの中で、これからの学校のその学力向上について所管の、確かに所管の委員です。でも、質問を上げたわけですがけれども、結局は、そのことについては、学校教育については、中間報告でももうやらないというふうな報告はしています。委員長報告。ですから、あえて、既に……

〔「休憩してください」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時03分

再 開 午後 2時43分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきに行われました議会運営委員会の報告を安藤議会運営委員長より報告いたします。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 それでは、議会運営委員会からご報告申し上げます。

貴重なお時間を浪費して、申しわけなく思っております。

議会運営委員会では、この畠山議員の2項目めの質問について議論をいたしました。中身については、このままで議会運営委員会としてはやむを得ないだろうという結論に至っております。表題は変更するという申し出でございましたので、表題の変更をさせていただきます。

なお、この特定事件の取り扱いをしている内容に抵触を含めたものについては、一般質問にはそぐわないという今までの嵐山町議会の合意的なものがあるわけですので、今後それについては各議員が心して対応していただきたいと。

なお、詳しくは、また全協等でも議論をしてみたいというふうに思いますが、本日は議会運営委員会といたしましては、表題の変更で質問を続けていただくということになりましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

それでは、畠山美幸議員の一般質問を続行いたします。

質問事項2のサタデースクールについて、どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 大変質問事項の内容が、紛らわしく書いてしまったがためにお時間をとらせてしまって、大変申しわけございませんでした。

第2項目めは、「サタデースクール」についてという表題にかえさせていただきました。町立小中学校の児童生徒を対象に、自習形式の補習授業「サタデースクール」の導入のお考えを伺います。

この取り組みは、児童生徒を対象に、基礎的な学力の向上による学力格差の解消が目的です。「サタデースクール支援員」を配置し、児童生徒らがつまづいた際に支援員が学習をサポートするものです。お考えを教育長に伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目2につきましてお答えをさせていただきます。

現在、県内ではサタデースクール、土曜の補修を深谷市、蕨市、朝霞市、狭山市等で実施しています。深谷市を例に述べてみますと、平成14年度から「がんばルーム」と呼称して実施しているところでございます。平成14年度は、学校週5日制の完全実施のスタート年度に当たります。毎週土曜日が休日になるに伴いまして、深谷市では教えてくださる「ちいきの先生」を公募し、土曜日の午前中につき2回程度、市内19小学校の児童に国語と算数の学習や遊びを行っています。参加は、児童の自由意思によると伺っております。

現在の状況でございますけれども、「ちいきの先生」によりまして、よい点は、小学校1年生から6年生まで通った児童がおりまして、1年生のときは落ち着きがなかったけれども、継続するうちに落ち着いて学習に取り組めるようになった姿を見て、やりがいを感じているところ、また反面、4年生になるとスポーツ少年団に移る児童が増加し、学習に参加する者が減少する。現在10校で「ちいきの先生」が不足している状況でございます、たびたび募集をするが集まらず、実施できない場合も生じているとのことでございます。

嵐山町について考えてみますと、土曜日にスポーツ少年団に通っている者、学習塾に行っている者、おけいごと等に定着していること、また公募で元教員、主婦、大学生等が年間を通して確保できるか等を鑑みて、現状では実施導入は考えておりません。将来、土曜日の授業日導入も視野に入れ、国の動向を見据えながら、検討の余地があれば考えてまいります。夏期休業日、冬期休業日、放課後に実施している先生方による補充指導を一層充実してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 教育長のほうでは、県内で取り組んでいらっしゃるサタデースクールの例題を挙げていただきましたけれども、私のほうで調べたところは、青梅市でございました。

青梅市では、小学校4年生から中学校3年生までを対象に、基礎的な学力の向上による学力格差の解消が目的ということです。毎月の第2、第3土曜日の午前9時から11時まで2時間、実施されているということです。

教科は算数、中学生は数学、国語の2科目、2学年下の内容から始めることで、子供に自信を持ってもらい、学習意欲を高めることが狙いということで取り組んでいる

ということが書いてあります。

同スクールでは、各教室ごとに教員免許を持つ青梅サタデースクール支援員を配置し、基本的には自主形式で行われるが、児童生徒らがつまづいた際は、支援員が学習をサポートするというものだそうです。

現在、比較的人数の多い2つの中学校区で同スクールを試験的に実施、これには143人の申し込みがあり、現段階では基本的に希望者全員を受け入れているということです。2016年中には市内の全中学校区で実施をする予定だということが書いてありました。

この日、この日というのは、これは視察に行った方のお話なのですが、スクールに参加した生徒らは、計算力がついた、自分のペースで勉強を進められるので楽しいと笑顔を見せていたという、そういうような内容が書いてありました。

ですので、先ほどの深谷市の取り組んでいらっしゃるサタデースクールというものは、「ちいきの先生」ということで、大学生の方、主婦の方、ある程度、お勉強が見られるような地域の方を利用されているから、ボランティアの方で取り組んでいらっしゃるのかなと思いますけれども、私のほうの考え方は、できればこういう支援員さんを導入をしていただいて、予算がかかることにはなってしまうとは思いますが、やはり今、貧困格差とかと言われておりますし、勉強におくれている子供さんがいたりする場合に、こういうものが、土曜日がもう毎週、週4日お休みがあるということを考えて、すごくそのときが狙い目で、勉強ができるのかなと思います。

ですので、先ほどの答弁の中に、土曜日の授業導入も視野に入れということで、将来的にはまた復活するときに来るのかどうなのか、その辺は何か見通しがついているのか、教育長に確認をまたしておきたいと思っておりますけれども、何か確認ができておりますでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 私の最後のところで申し上げた土曜日の授業日導入ということにつきましては、全国的に行われているところの例を聞きますと、データではあるのですが、平均年3回というのが圧倒的に多い。前にもお答えしたような気がするのですが、これは土曜日に授業参観をして、そして保護者会をやって、月曜日を休みにするというのが3回なのです。学期に1回ということですよ。本来の土曜日の授業

ではないと私は思います。だから、本格的に授業をやると、やっぱり3時間やって、以前のあれに戻すのが本来の土曜日です。

だから、子どもは今後、国の動向に沿わなかったのはそういうことなのです。そのほうがいいと思います。そうすると、土曜日は復活するということになりますが、それにつきましては、埼玉県内で現在、土曜日に授業をやっているところは1カ所ぐらいあったかと思うのですが、ちょっとあとで確認をしてみたいと思いますが、現状ではないのです。

それはどういうことかと申しますと、平成14年のときに、国が土曜日は全部休みですよと、子供は家庭に返しますよ、地域で教育するのですよ、そしておけいごとの好きなことをやってくださいよ、パパもママも一緒になってってと、そういう視点でやったところが、10年たったここに来て、また土曜日を復活しようという、こういうことなのですよ。

だから、それについていいか悪いか、やっぱりいろんな人の意見を聞き、アンケートを聞き、嵐山町をどうするかといたら、やはり私はまず保護者の意見、地域の意見、そういったものを総合的に判断してやっていくことが、土曜日の導入かなと。

比企郡の校長会でも話題にしたことがありますかと聞きましたら、全くない、今の段階では。しかし、国ではそういうことができるように、今年の6月ごろ地方教育行政法を改正いたしまして導入できるようにしたのです。だから、やってくださいよということが本音だと思います。しかし、やるには、先ほど申しましたように、社会体育、いろいろなものがもう定着してしまっていますので、とてもこれが非常に難しい。

前にも申し上げましたけれども、例えば、少年野球にしるサッカーにしる、深谷のほうは第1、第4が休みです。こっちは第2、第3がといたら、試合にならないですね。そういうこともありまして、これを導入していくのは非常に、いろんな課題をクリアしていかなくはいけないということで、現状ではいろいろ検討しながら考えて、今のところはだから土曜日授業は考えておりません。そのかわりに、やはり学力差はございます。もうこれは当然です。よく下の学力のいかないうちの子に目を向けることももちろん大事なことです。そういうやっぱりできない、力のない子に補修をしてあげる、これはふだんの授業でも本来は必要なのです。そして、多分、今後やっぱり学校でも先生方と校長会、教頭会とも連絡をとりながら、ふだんするときにも、例えばきょうの授業でわからなかったら先生が見てやるよと、そういった嵐山町の学校にし

たいと思っています。

これは、先生方の指導の中で、何かあると中学校はすぐ部活、部活、部活と、こういうふうに、何でも部活となるとそういうことができなくなってしまう。だから、例えば一つの方法としては、週1回ぐらいは、これは理解が得られるかどうかわかりませんよ、これは私の個人的見解で、部活をなしにして補修をしましょうとか、それは可能だと思います。

今後の、これはいろんな考え方があるので、児童、生徒が減っていく中で、嵐山町の中学校は県の大会にもなかなか団体戦で活動できないような状況になってきているわけです。そういった中で、大会そのもの今後検討されると思いますし、子供たちも学力の問題については、夏期休業、冬期休業、春期休業等を使いながら、可能な範囲でそういった時間をとればと。そこに今言ったサタデースクールにあるような地域の方で、例えば一緒になって春休みとか夏休みやりますよと言えば、それは可能かもしれません。

例えば学校応援団、学校応援団は県教育行政重点施策の中に、既に学校応援団では学習活動への支援というのがあります。その一つが補修支援であります。これは今嵐山町では、小中学校とも学校応援団が非常に盛んになりました。朝の登下校のいろいろ見守りから始まって、でもこの学習については、まだ多分導入されていないと思います。しかし、この学習支援も、やはり誰でも教えられますよということではありません、人間関係ですから。やはり教育に経験のある方とか、そういうやっぱりトラブルないようにするには、やはりもと教員のほうがやりやすいかもしれません。しかし、深谷市は公募して、青梅市も公募して、それなりの方を集めてやっているということですから、素晴らしいと思います。しかし、これとサタデースクールを結びつけるかということについては、今のところ嵐山町ではサタデースクールは考えておりません。しかし、ふだんの中で、補修はまず第一に学力のすぐれていない児童生徒に対する対応は、今後検討していかなければいけない。あわせて、学力のある子に対しても、やはり、さらにという指導も必要かもしれません。

これは、やはり一人一人の目指す教育というのはそういうことです。その辺についてもいろいろと検討しながらやっていきたいかなと思っていますので、まだまとまっていますけれども、一応考えを述べさせていただきました。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） すぐすぐの導入は厳しいということで、しかしながら本当に、前にも私は貧困の子供にとということで、学校で補修をやってもらいたいというときに答弁をいただいたのが、さっき教育長からも答弁いただいたとおり、夏期休業日とか冬期休業日の補修授業とか、そういうのに声をかけてやっていますという答弁をいただいておりますので、本当に嵐山町の中学校区におかれましては、よくやっただいておられるのかなと思いました。しかしながら、こちらのサタデースクールというものも、土曜日やはりちょっと子供さんによっては、行くところがなくてふらふらしてしまっているお子さんとかもちょっと見受けたものですから、こういうのがあると週1回でも集中してそういうところに行けて、お勉強ができるといいのかなと思いましたので、今後検討していただければと思います。週2回、3回はなくて、先ほど教育長もおっしゃったとおり、週に土曜日1回とか考えていただければなと思っておりますので、また今後よろしくお願ひしたいと思います。

こちらは以上で終わりにいたします。

次の3番目に移らせていただきます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 第3番目は、選挙の投票率アップ対策ということについて質問をさせていただきます。

この20年間で、公職選挙法の改正により期日前投票制度の創設や投票時間の延長等、投票しやすい環境づくりが進められてきました。しかし、町民の皆さんの行動範囲と生活パターンも変化していること、高齢化が進んでいることなどから、それらに見合った投票の見直しが必要だと思います。有権者の皆さんにとって「政治参加の原点」である「投票に行ってくださいやすい環境」を整えることが必要であります。

そこで伺います。（1）、駅構内や大型スーパーなどでの投票会場、（2）、投票啓発のPRについて、（3）、期日前投票の宣誓書の事前配布（パソコンにアップするなど）。以上です。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 それでは、質問項目の3の（1）からお答えをいたします。

投票所の指定につきましては、公職選挙法第39条の規定により「投票所は、市役所、

町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける」こととされております。現在、嵐山町は投票所は町内12カ所を指定しております。また、期日前投票所につきましては、役場町民ホールの1カ所を指定しております。

ご質問いただきましたその他施設につきましては、人員、会場の確保、二重投票を防止するための住基ネットワークの設置等、幾つかの課題がございますので、今後、実施市区町村を状況調査等を行い、検討してまいりたいと思います。

今後とも投票環境の改善、選挙人の利便性の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、質問項目3の(2)につきましてお答えいたします。啓発活動につきましては、毎年の成人式におきまして選挙管理委員会の委員長が出席をし、選挙に関する話と啓発チラシの配布を実施しております。一般の選挙人の方に対しましては、嵐山町の会場で標語、ポスター入りポケットティッシュ等を配布しております。若年層に対しましては、中学校の生徒会の役員選挙に際して、投票記載台、投票箱の貸し出しを行い、選挙を身近に感じてもらえるように働きかけをするとともに、県選挙管理委員会による選挙啓発出前講座も実施しております。

また、小中学生及び高校生に、夏休みの課題として標語、ポスターを作成していただき、コンクールを実施し、提出された作品につきましては、毎年、エントランスホールに掲出を行い、一般の方への啓発を実施しているところでございます。

選挙時啓発につきましては、ホームページ、町広報紙あるいは町内回覧、防災行政無線、公用車ドアへのマグネットシールの活用、町内公共施設には大型ポスターの掲示、選挙名入りのポケットティッシュ等の啓発物資の配布を実施しているところでございます。

今後とも以上のような啓発活動を重ねていくとともに、若年層や有権者の皆さんに選挙に関心を持っていただけるように、啓発の効果を検証し、さらにインパクトのある啓発に向けての方策を検討してまいりたいと思います。

次に、質問項目3の(3)につきましてお答えいたします。現在、嵐山町で使用しております宣誓書兼請求書につきましては、埼玉県選挙管理委員会連合会による期日前投票事務処理カード、Aカードを利用しております。連合会の様式といたしましては2種類ございまして、嵐山町で使用しておりますものと期日前投票宣誓書兼請求書、A4判のものがございます。宣誓書の事前配付につきましては、ホームページに掲載

されたA4判の様式をダウンロードして記載後、期日前投票所に出向くという方法をとっている市区町村選挙管理委員会がございます。

ご提案の期日前投票の宣誓書の事前配付につきましては、実施している市区町村の状況調査等検討を行いまして、選挙人の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、（1）から再質問をさせていただきます。

駅構内や大型スーパーなどにも投票会場をとということでお話をさせていただきましたが、本町におかれましては12カ所も設置していらっしゃるということで、本当に広範囲に設置していただいているなということで、安心はしました。

しかしながら、そうはいてもなかなか投票率がどうなのかなと思ひまして、きのう資料のほうを総務課のほうからいただきまして、平成19年の知事選では34.53%、23年が31.67%で、県の平均は27.67%ということで、本町より全然低いのですけれども、でも19年と23年を比較すると、やはり2.86ポイント下がっている。そして、平成21年、24年の衆議院選挙も、比較をしてみますと、21年のほうでは71.2%、国と県は69%、66%ということで、嵐山町におかれましては71.2%ということで、県や国に比べると平均を上回っています。しかしながら、やっぱり24年のほうは63.28%ということで7.92ポイント下がり、でも国と県から比べると10ポイントまではいかないのですけれども、8ポイントぐらい上回っているということで、嵐山町としましては、投票率は毎回下がってはきているものの、国や県の平均は超えているなということで、先ほどの（2）のほうのことと一緒になってしまうのですが、いろいろな啓発、広報をしてくださっているおかげなのかなとも思いますので、これにつけ加えてどうのこうのということは、私のほうでは何も用意してはいないのですけれども、嵐山町においてはなかなかいい数値で頑張ってくれているなと思ひました。

ですが、やはり若い人とか投票に行かない人が多く見受けられますので、できれば目につくような駅構内ですとか、大型スーパーなどでやっていただくのも手ではないのかなと思ひますけれども、何かこういうところでやるに当たり、こういうところが難しくできないとか、こうだからできるとか、何かそういうようなお話があれば伺いたいと思ひます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

まず、投票所を設置するに当たりまして検討する事項といたしまして、投票の秘密が侵されることがないか、投票の秩序が確保できるか、受付等能率的に処理できるか、そういった観点が考えられますので、そうすると一定面積の施設が必要になるというものでございます。

また、同時にその施設が投票所として、一定期間、優先的に使わせてもらえるような施設でなくてはいけないと、そういうこともございます。さらに、利便性のいい場所、それから二重投票を防止するため、先ほどもちょっと申し上げましたように、住基ネットワークの名簿対象がございまして、そのネットワークの敷設もしなくてはならない。さまざまな今申し上げた問題がございまして、そういった場所が確保できればそういったことも可能ということでございます。

ただ、町内の今スーパー等を考えた場合、今も私が申し上げましたその条件に合致するようところが、ちょっと合致しないのではないかなという、私の個人的な意見としてはそういうふう感じております。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） いろいろ厄介なことがあるようなので、現状のままで、今後検討していただけたらと思います。

また、マイナンバー制度も29年から始まりますので、またそのときに合わせていろいろまた検討していただきたいと思います。

周知の仕方ですけれども、(2)のほうに移らせていただきます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） こちらにはポスター、嵐山まつりでの標語だとかポスターだとかポケットティッシュを配布しているだとか、コンクールをやっているとか書いてありますし、あとホームページ、町広報誌、あと公用車にいろいろとマグネットを利用されて、公用車に健診をしましょうとか、選挙に行きましょうとか、そういう形で啓発してくれていて、これはいい取り組みだなと思っておりました。

ここに書いていないのが、先ほど言ったのは、民間でも投票ができればというお話

はしたのですが、いろいろな問題点もあるみたいなので、できればそういう大手スーパーさんなどに、投票に行きましたかとかそういうような立て看板ですとか、そういうものは立てられるのでしょうか。一応そういう検討をなされたのか、お伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

立て看板等の大型スーパー等の依頼については、考えておりませんでした。ただ、今のお話の中で、今区長さんのところをお願い、地域担当でつい先日伺ったわけですが、各区には大型のポスターを張っていただくようお願いをしておりますので、各集会所あるいは目につくような場所に張っていただけるのだというふうに思っています。また、スーパーにも、ポスターの掲示依頼ということは多分できると思いますので、その辺についてはちょっと検討をさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

(3)のほうに移りますが、宣誓書なのですが、これはやはり高齢者の方が多いのですが、こちらに来てその宣誓書を書くのがすごく緊張するのだよというお話を伺いました。しかしながら、町の対応は緊張して書けない方の代筆はしているのですよというお話を伺ってはいるのですが、やはり手間をかけさせるということで、高齢者の方々もすごく気にかけてくださるので、できれば近隣市町村でもわかり期日前の宣誓書をパソコンなどにアップをしたりとか、あと、はがきが、今1枚のべらで、さっきお話ありましたうちの形は、Aカードという種類ということで伺っております。

べらの1枚のはがきで2人の選挙者が投票できる選挙カードがついているわけなのですが、例えばのりづけになっていて、広げるタイプになっていて宣誓書がつくというような形にした、近隣でそういう町もあるようですので、その辺の検討などなされたかどうかどうなのかお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 今回の選挙に関しては、今ご指摘のような点については、考えておりませんでした。また、近隣でそのはがきを圧着して、そのような方法を使っているというようなことはお聞きしたことはございますが、今回そのような形にしますと、たまたま持ってきましたけれども、これが入場券でございます。これはTKCという会社が、埼玉県の住基ネットワーク、クラウド化した関係で、TKCが今やっているわけですが、その統一の様式でございます。

そのこのところに、みんな今こんな形になっていると思います。その違う様式で配布したところは、そこにまだ加入ができていないところ、県内でほとんどの市町村がそのクラウド化に参加するわけですが、平成25年の10月から始まりまして、最終は28年くらいまで、それぞれの市町村の都合により、契約等の都合により、参加する時期がばらばらになっております。

今回、仮にもしこれをTKCのほうに嵐山町だけ特注で発注するとすると、金額が随分はね上がってしまう。費用についてもはね上がってしまいますし、これを作成するに当たって圧着するということは別の様式になりますので、そういった費用が加算されてしまう。

そういうこともございますので、先々そういった方法も一つの方法だとは思いますが、これからの課題とさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今、本当に市町村でクラウド化を進めておりますので、28年ごろに一斉に、加入が済んだ時点で、そういうところの検討をなさってくださいとありがたいなと思います。

ですけれども、先ほどお話ししましたように、ホームページへのアップなどできれば、これは簡単なことだと思いますので、早急にやっていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

こちらは以上で終わりたいと思います。

そして、大項目の4に移らせていただきます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 鬱・自殺者対策についてでございます。

鬱病の患者さんは、実際に自殺を実行する前に、さまざまなサインを発することがあります。家族など周囲の人は、そうしたサインに気づくことで自殺を未然に防ぐことが可能となります。

そこで、そんなときに本人、もしくは家族が簡易なチェックができて、専門機関につなげるためのこころの体温計があります。これはパソコンもしくはスマートフォンから診断できます。導入のお考えはあるかお伺いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目4につきましてお答えをいたします。

鬱・自殺者対策につきましては、今年度は県の地域自殺対策緊急強化事業補助金を利用して、心の健康度がチェックできる「ストレス反応レベルセルフチェックシート」等が記載されたリーフレットを作成し、広報9月号とあわせて毎戸配布をさせていただきました。また、広報には、「埼玉県こころの電話」や「埼玉いのちの電話」等の電話相談窓口も紹介をさせていただいております。

ご質問のありました「こころの体温計」につきましては、埼玉県内では13市町で導入をしており、近隣では吉見町が導入し、町民の心の健康について活用しているということでもあります。

当町におきましても、町民の鬱病や自殺者への対策という観点から、県内市町での利用状況や活用状況等をよく確認、検証した上で、導入について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 先ほど課長のほうから答弁をいただきました心の健康大事にしていますかという、これが県で補助率100%でつくったものだと思いますけれども、こちらのチェックでもいろいろと調べることはできるのですが、こちらを見る限り、これをチェックしたからではどこに、自分はちょっとストレスが感じているなどといったときのつなげる場所が、これには何も記載がないというのが、ちょっと残念だったなと思いました。内容は全然いいのですけれども、その点についてがちょっともったいないなっているのがありました。

私が今回提案しました「こころの体温計」といいますのは、先日8月1日に認知症

チェックというのがパソコンにアップするように、嵐山町はなったと思うのですけれども、あれと同じような形式で鬱病の自分の心の状況、また「赤ちゃんママモード」というのがございまして、赤ちゃん、育児をしているお母さんの産後の不安な心の健康状態を簡単にチェックをするという機能もあります。そして、今問題になっていきますアルコール依存症とか薬物依存症とか、そういう関係のものも、そちらでチェックができる。

やはり、周りの人がちょっとおかしいなと思ったときに、私も今年のお盆休みの後だったのですけれども、町内の方で、ご主人がお盆休みに入った途端に、毎日毎日お酒を飲んで、もうお金を隠してもどこかからか見つけて、夜お酒を買いに行行って、仕事に行かなくなってしまったという相談を受けました。それを町のほうに問い合わせましたら、そういう窓口は保健所しかないということで、保健所に行っていくようにお話はしたのですけれども、なかなか保健所に夫を連れていくことができないとか、いろいろとちょっと大変だったのですけれども。

結局のところは、何とか抜けて、今は更生をされましたけれども、そういう方が町内におられました。そのときに、何かどういうふうに相談をしたらいいのかなとか、どういうところにアドバイスをもらったらいいのかなということが、本当にこのパソコンとかスマートフォンから入っていき、今こういう状態だということ、全国精神保健福祉センター電話相談ですとか、アディクション問題を考える会、アルコール依存、薬物依存、摂食障害、ギャンブル依存、買い物依存のアディクションに関する相談を受けておりますというところにつなげてくれたりとか、あと断酒会、全日本断酒連盟とか、そういうようなところが、自分がアンケートに答えていくと紹介をしていただけます。ですので、やはり取りかかり、こういうものがツールがあるということは、いろんな今心に不安を抱えている方が多いので、必要だと思うのですけれども。

鬱病のことをお話しますと、精神疾患が原因で自殺した人のうちの約3割が鬱病に該当したという結果が報告されています。つまり、鬱病は死にかかわる問題なのですということで、世界保健機構、2002年のちょっと古い資料にはなっているのですけれども、自殺の原因とされる精神疾患の割合が、鬱病というものが30.2%、そしてアルコール依存症を含む物質関連障害が17.6%、あと統合失調症が14.1%、パーソナリティ障害、人格的障害13.0%、その他が25.1%ということで報告がありました。

鬱病の患者さんはよく消えてしまいたい、車にでもはねられたら楽になるだろうと

いった言葉を口にします。これは、希死念慮といって自殺を考えることはあってもすぐに行動に移る段階ではありませんという、またすぐ自殺をするという行動に走らない状態だけれども、車にはねられたら楽だろうとか電車に飛び込んだらどうだろうとか、そういうことを口にすることがやはり危険信号で、こういうときに家族が気がついたりして、こういうところにつなげていくというのが大事なことだと思うのですけれども、町長どのようにお考えになるのでしょうか。導入についてどのようにお考えでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 尊厳をされるべき人の命、そして一番大切にしなければいけない親からいただいた大切な命、これをその病気だとかあるいはそのほかの理由で、自分から絶たなければならぬ大変な状況下に追い込まれている、そういう状況だと思うのですね。そういう状況をご指摘のように、町でもしかも県でもご指導をいただく中でやっているわけですけれども、町でやったものはちょっと欠陥があるではないかというご指摘をいただきました。おっしゃるような状況だと、そういうことになるかなというふうに思います。

ですから、これをさらに効果的なものにするには、後で相談体制がしっかりできていなければいけないということだと思うのです。そして、今お話の「心の体温計」等も含めた対応策ということについては、答弁をさせていただきましたように、いろいろほかのところでもやっているということですので、確認、検証と話しました。そういうことを重ねて、それで今後導入について検討していくという係の答弁がございました。そういうことで、町としては進めていければというふうに考えております。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 本当にぜひともよろしく願いいたします。

以上で終わりたいと思います。

○青柳賢治議長 一般質問の途中でございますが、この際、暫時休憩いたします。

再開の時間を3時40分といたします。

休 憩 午後 3時27分

再 開 午後 3時40分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 野 敏 行 議 員

○青柳賢治議長 本日、4番目の一般質問は受付番号4番、議席番号2番、大野敏行議員。

それでは、質問事項、地域の環境整備についてです。どうぞ。

〔2番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○2番（大野敏行議員） 2番議員、大野敏行です。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私の質問は1点でございます。地域の環境整備についてということでございます。特にその中でも自助、共助、公助、これらの点に絞った中での質問をさせていただきたいというふうに思います。

一昔前の地域では、農道や水路、公園等の整備を自分たちの手で自主的に行っていました。まさに自助、共助を実践していたわけです。ここ近年では、少しのことでも行政にお願いする傾向にあるように見受けられます。町で行われなければいけないこと、まさしくこれが公助でございます。そして、地域にやっていただきたいこと、自助、共助でございます。こういった点から町の考え方をお聞かせいただきたいとしたいと思います。

記としまして、誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしてほしいのか、またするのか、同時に町ではどのようなバックアップをしていただけるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

初めに、根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 それでは、質問項目1につきましてお答えいたします。

現在、町では道路の路肩の草刈りにつきまして、1、2級町道や主要な町道について路肩管理事業として草刈りを実施しておりますが、嵐山町の道路延長は約439キロメートルあり、全ての町道の草刈りを行うことは不可能な状況にあります。しかしながら、以前の道普請のような活動により、地域住民が連携して町の草刈りを行っている地区もあると聞いております。また、区長からの要望により町で砂利を支給し、地

域住民が連携して町道の敷砂利を行っている地区もあります。

埼玉県では、県が管理する道路の清掃美化活動を行う、彩の国ロードサポート制度を実施しております。地域住民等が団体登録をして清掃活動等を行っており、県ではこの活動を行う団体に対し、軍手の支給や活動に必要な範囲での協力を行っております。町でも、道普請のような活動を復活していただき、地域に密着する生活道路の路肩の草刈り等を行っていただければ大変ありがたいと考えております。

このような活動を行うことにより、生活道路の健全活動を通じて地域住民相互のきずなが深まり、住みよい地域コミュニティーづくりにも貢献できるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 質問項目1につきましてお答えいたします。

農村地域では、以前から水田の用水を利用する方々が水利組合をつくり、ため池や用水路の草刈り、しゅんせつ等の保全管理を行っていただいております。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の推進に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられているこれらの保全管理に支障が生じつつあります。

一方で、町内に多数存在するため池の草刈りといった保全管理を町が肩がわりすることも困難な状況でありますので、水利組合等の農業者の方のみならず、地域の方々が協働、連携して農村環境の保全に努めていただければ大変ありがたいと思っております。

バックアップということでございますが、農業者と農業者以外の方々が協働して農地、農業用水等の保全管理と農村環境の保全の取り組みに対して助成される「多面的機能支払交付金」の制度があります。現在、土地改良区、土地改良組合を中心に、7地区でこの交付金を活用して、農業用水等の保全管理が行われております。

7地区以外の農村地域につきましても、農業用水等の保全管理が円滑にできるよう、支援できる仕組みづくりを検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 町には住宅がいっぱい建ち並んでいる都市部と言われるとこ

ろと水田とか畑のある農村部という2つに分けられるかなというふうに思います。

都市部においては、より皆さんが使われる頻度が高いものですから、公助でやっていただく割合が多いのかなというふうには考えます。しかし、農村部に目を転じますと、そこを利用する方はより農業に関連する方が特に使っているかなということもございます。そこに対して、絞った形の中で再質問をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、今この答弁にもありましたように、土地改良区、土地改良組合を中心に7地区でこの交付金を活用してということで保全管理が行われていますという答弁でございました。この土地改良区、土地改良組合は、その農村地域の中のどの範囲までこの金を使ってそういった活動が許されておるのか、まず実態をお聞きしておきたいと思っております。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 活動の範囲でございますが、農地ののり面の草刈り、あるいは水路の泥上げ、ため池等の草刈り、それから農道等への砂利などの砂利敷き、それからあと環境整備といたしましては、花壇の植栽、こういったものが活動範囲に入っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番(大野敏行議員) ちょっと聞き方が一步踏み込んでいなかった聞き方をしておったものですから、以前は土地改良をされた範囲の中で使えますよといった交付金があったような気がします。今は、町が主体となって出していただいておりますから、土地改良されなかった部分、要するに谷津田であったり、そういった部分でもこの金を使った活動はできるのか、そこは土地改良組合の範疇ではないよということになるとできないのか、それをちょっと確認だけさせてください。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 土地改良区以外の部分につきましても、例えば谷津にあるため池等でございます。そういったものにつきましても、ため池になる水は改良区のほうに流れ込めますので、そういった部分につきましても当然対象になります。

以上です。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） そうすると、ほぼ全地域をカバーできるものというふうに考えます。

そこで、今その土地改良組合やその水利組合と呼ばれる中で、公の大きなところは組合活動の中で結構自分たちの手でその金を使って修理、保全管理をしておるのですが、より細かいところについてはなかなか恐らく手が入っていかなくて、町のほうに、うちのこういったところが壊れてしまったので、直してもらえないだろうかというようなこと、これは道の部分を含めてそういう要請が結構来ているのではないのかなというふうに思うのですけれども、割合としてはどのぐらい来ていますでしょうか。

それぞれ道の部分、それからそういったあぜでも、実はどの地域でもそうなのですが、土地改良組合の中に俺は入らないよと、自分のことは自分でやるのだという者がどこにもいるのですね。入らない範疇の中で、なかなか組合ができないのですよ。そう人は恐らく町のほうに、何とかしてくれよと言ってきているのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺の実態をちょっと教えていただければありがたいかなというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 農政関係のほうなのですけれども、ちょっとそういった実態については、全体としては把握しきれておりません。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 道路関係につきまして年間を通して約10件から15件ぐらい、路肩の草刈りですとか道路の崩れとかの修理の依頼があります。路肩の草刈りにつきましては、現地を確認して委託業者をお願いをして草刈りをしたりとか、道路の崩れたところにつきましては、業者に依頼をして修繕をしたり等しております。

以上です。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 一番最初の質問でも言うてありますように、昔はそれぞれの地域に小集団がありまして、小集団活動を盛んにしていたわけです。一般企業でもQCサークルというものがあって、品質管理を中心に、私は営業マンでしたけれども、やっぱりQCサークル活動をしておりました。

この自治体においても、それから住民においても、その小集団活動というのはやっぱり必要な部分なのですね。その小集団活動をいかにするか、させるか、行政としてそういったものを指導していくかによって、町に委ねてしまう、町にお願いをしてしまうことが、それぞれの中でもっとできるのかなというふうに、私は考えております。

今、町で、例えば地域に対して、そういったものを依頼をかけるとした場合に、どこの部分にご依頼をかけるのでしょうか、町のほうは。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

昔の道普請のような活動に関しまして、最初は地区ですとか、先ほどちょっと答弁の中にもありましたが、草刈り等を実施している地区もあるということです。そういう地区に対しまして協力の依頼をまず最初にしたいと考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 今それを実践している地域は、地区長さんに対してでしょうか、それを実施している団体の責任者に対してでしょうか。そこの実態を知りたいのですよ。次の質問に関連していきますので、ぜひそこらがわかれば教えてほしいなと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

最初にその草刈り等を行っている地域の代表の方というのですか、そういう方をちょっと教えていただいて、その方に最初お話をさせていただければと考えております。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） なかなか、地域には区長さんという方がどこの地域にもいらっしゃるよ。区長の範囲は広範囲に渡っていて、大変かなというふうにも思っ

ております。今、現在、実施している地域にはもうそういう組織があるものですから、その取りまとめをしているようなリーダーがいらっしゃって、できているのですね。まだまだそういうリーダーがいない地域が、恐らくたくさんあるのだらうなというふうに思います。それぞれの地域で自主活動をするためには、リーダーをやっぴり養成をしていかなければ活動は無理なのではないのかなというふうに、私は感じております。

今、私の頭の中にある嵐山町の農村部分で一番細かな、小さな集団は何かと云ったら、農家組合なのですね。農家組合というのは、菅谷部に27組合、七郷部に22組合あります。大体1組合が5人から10人くらいの組合です。これは、埼玉中央農協の組織なので、行政は絡んでおりません。昔は、農税組合というのがあって、それは農家組合とダブっていたというか、そこを通じて小集団活動をしておったのですよ、実は。農税をしよう、しようというだけではなくて、地域の小集団活動がその農家組合とリンクしていたのです。こういった活動組織がありますので、町も積極的にそこいらに話しかけて、地域の小さな問題点ですね、特にこれから農村部で草刈りが本当に大変な問題になってくると思います。

私の住んでいる地域でも、農家で田んぼを持っている、畑を持っている、前にも話したと思いますけれども、自分ではどうしてもそこの草刈りができなくなっているので、町に寄附したいと、でも町も寄附されても困りますよね。町は、農地は受けつけないということでお断りをしたのですね。当時、私は志賀の水利組合長で、そういうところを何とかどうにかできないかねと言われました。地域のある方をお願いをして、管理をしてくれるかいと言ったら、やりますよと、無償で貸してくれるならやりますよということだったのですけれども、それがそういうことでこちらからヒートバックをしたら、当然兄弟からおじさんからおばさんからいまして、ただで町に提供したというのは、欲しい人も多いのだから困るよというので、その話はなくなったのですけれども、でもそういう話は1件だけではなくて、恐らくこれからどんどん出てきますよ、町のほうに。そこでやっぱりそういった活動を、地域の環境整備を自分たちの手でしていく、させる、この算段をやっぴりしていかなければいけないのかなというふうに思います。

先ほど、実際にやられているという地域があるというふうにお聞きしました。町では全体にそういったことをお願いすると同時に、こういった地域をモデル地域として、

モデル地域としてそのモデル地域がやっていることを顕彰した、成功事例として顕彰した発表会でも全体の中でやられていたらいかがなんでしょうか。そこいらのお考えがあるかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変いいご提案をいただきました。大変不勉強で、農家組合というのは何名ぐらいいて、菅谷地区27とかいうお話、七郷で、北部地区は幾つとか、そういった小集団活動をもっと活性化させると、それにはどうするという一つの提案でございます。それで、実際やっているところも、こういうのは小集団が中心になってやっているのかどうかあれですけども、もしそういうようなことであったり、あるいはそうではなくても、そういった活性化が図られているところをもっとPRをして、そのほかのところにも見ていただいたり発表会をしたりとか、あるいは何か、インセンティブと言うとちょっと違うかなと思うのですけれども、そういうようなものを作って、やりやすい雰囲気をはほかの地域にも誘導していくということというのは、大変貴重なのかなというふうに思います。

この話の前提として、大野議員さんなんかもいつも思ってくれているのだと思うのですが、嵐山町のこの豊かな自然、そして田んぼ、畑、山、こういうものをどう次の世代に引き継ぐか、それには今言ったような骨折りを今やっておかないと次の世代に引き継ぐことができない。今だめになってしまったらだめなわけですから、どう今をこう生かしていくか、大変大きな課題です。

ちょっと話は横にそれますけれども、先日、シルバー人材センターの話を書きました。草取り、草刈り、こういう人たちの人数が減ってきてしまった。それで新しい人が入ってくれないというようなことで、受けているものを全て消化するのがどんどんおくれていってしまうという話を聞きました。

嵐山町でも区画整理の地域をはじめとして、脇の道路の草刈りだとかいろんなところの草刈りをお願いしたり、通学路の草刈りをお願いしたり、いろいろやっていただいておりますけれども、それらもそういう状況です。

ですから、今までやっていただいていた人も、もうできないよというシルバーの人、そして1週間5日出ていたのが1週間で3日にしてくれ、2日にしてくれというようなことになってくるといようなことになってきますと、町にお願いをして、町はシ

ルバーにお願いをして、さっきの重機の話ではないですけども、一番最後のところの行き着くところというのは、やる人が足りない、いない、できないということになりはしないかということになってしまう。

ですから、その前に、今お話をいただいたようなこの地域の小集団、これをどうにか活性化を今のうちの図れるように、町のほうでもいろんな形で担当を中心として研究を重ね、また地域の皆様方のご意見、ご指導をいただきながら、ぜひ生きた地域活動ができるようになっていきたいというふうに思いますので、議員さんもさらにご指導いただければありがたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長 第2番、大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） ただいま町長から前向きなご回答をいただきました。もう一つだけちょっと伝えておきたいというか、しゃべっておきたいことがありまして、農家組合長さんも1年ずつでかわってってしまうのですよ、実は。1年ずつでかわってってしまうものですから、俺のときにはぐずぐずしていて次に回しちゃうべというような傾向があるのですね。私は、地域のリーダーは区長さんだと思っているのですよ。どこも自分たちの地域のことですから、私がああではない、こうではないととやかく言う必要はないのですけれども、やはり複数年、最低でも2年、どんな役でもやっていかないとなかなかうまくそれが回っていかないと、いろんな経験の中から私はそう思っております。ぜひそういったリード役を町にやっていただきたいというふうに思います。

まちづくりは町長が一人ですのではないし、職員でやるのでもない、また我々議員がやるのでもない、町民が全体となってまちづくりしていくということが一番大事であるし、それが自分たちの地域に愛着を持って誇りを持てることだなというふうに感じております。ぜひ軌道に乗るまでの間は、どんなことであっても、やはり町が先頭に立って旗振り役をやっていただきたいと。これだけは切にお願いをしておきたいというふうに思います。

やってくれるでしょうから回答は結構でございます。よろしくお願ひ申し上げます、質問を終わります。

○青柳賢治議長 どうもご苦勞さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○青柳賢治議長 続いて、本日、最後の一般質問は受付番号5番、自席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1番、障害者支援の今後についてからです。どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、第1番に、障害者支援の今後についてから始めます。

第2期障害者計画は平成24年から29年までとして策定され、第3期障害者福祉計画は平成26年度までであり、第4期障害者福祉計画は平成27年から29年度までとして策定されます。

(1)ですけれども、第3期障害者福祉計画は今年度で終わるわけですが、その評価、検証はどのようにするのか伺います。

その次、(2)ですけれども、障害者雇用促進法による町事業者の障害者雇用状況をどのように検証するか、町事業者が障害者雇用を促進しやすくするために町の就労支援を援助する方法を伺います。

これなのですけれども、2のほうなのですけれども、資料をおつけしているのですけれども、これはこの一般質問をするに当たって、健康いきいき課等をお願いしてつくったものをさらに私が加工した資料なのですが、障害者の雇用状況については、健康いきいき課は実は知らないということで、町内企業にアンケートをしたのがあって、そして送付したのが69社、うち回答したのが34社で、法定雇用率を満たしているのが7社、障害者を雇用しているのが14社で25人ということで、35社はわからない状況になっています。

そして、これは50人以上がそうなのですけれども、実際に50人以上いる会社がどのくらいいるかわからないのですが、とりあえず法定雇用率2%を達しているかどうかということなので、50人以上いる会社が69社あったのだと思って考えています。

次に行きますけれども、障害者優先調達法の対象となっているサービスや物品購入の町の状況、県内の対象の事業者を聞く。公共施設の管理等については、総合管理から、日常の清掃業務等について障害者優先調達法の対象にし、町内、町外の障害者の就労を促進すべきだが考えを聞くということなのですが、これについては、ごちゃごちゃになっていますけれども、4番目のところで障害者優先サービス調達法が嵐山町は目標額が100万円だったのですけれども、実績として物品が障害者作品展記念品が

4万円で、トイレ清掃3カ所で90万9,090円だったということで、残念ながら25年度は目標額を達成していませんでしたという状況でした。

次ですけれども、町民の障害者への心のバリアフリー化を促すために、積極的な文化交流・スポーツ交流を公民館事業として捉えるべきだが考えを聞く。障害者スポーツは、子供や高齢者世代にとっても有意義なものであり、町行事や小中学校授業等にも加えるなどの工夫が必要であるが考えを聞くという形なのですが、これちょっとばらばらになって申しわけないのですけれども、この6番で見ますと、障害者の公共施設の利用実績が、これは団体なのですけれども、25年度が6件で26年度が5件で、これはデイセンターウィズが利用されていたようです。北部交流センターは、25年度が5件、ふれあい交流センターが25年度で20件、南部交流センターが2件で27件という状況で、多分それぞれ団体が活用していらっしゃることで、それぞれが普通の方と一緒に何かをやったという事業ではないのですけれども、こういった形で出てきています。実際にBGなんかも使っているわけなのですけれども、では障害者のスポーツ交流とかそういった形は、今嵐山町では行われていないのではないかというふうな感じで考えています。

2番のほうなのですけれども、この一般質問の資料の2のほうなのですけれども、現実には嵐山町は全ての人、障害手帳を持っている方は860人になるのです。それで、これは嵐山町の人口からすると4.5%ぐらいになります。実際に日本の人口の中で障害のある方は6%なので、1.5%ぐらいが介護保険関係で、そしてここにカウントされていない状況かなと思うのです。4.5%といいますと、20人から25人に1人なので、大体この議場に1人は障害者の方が本来ならばいるという形になるのですけれども、日本の場合は、障害のある方と健康な方が交わる場所がほとんどなくて分かれて生活をしている状況なので、それを何とか解決していかなくてはいけないだろうというふう考えております。

嵐山の場合とてもいいなと思うのは、在宅の方が828人で施設の方が14人、それでグループホームの方が18人で、在宅の方が96%というのは、とてもいいことなのだろうなというふう考えています。それをどういうふうにして進めていくかということで、第4期障害者福祉計画策定はどのように進めるのか伺いたいと思います。

これは特に、障害者総合支援法になってからどのような形でやっていくか、第4期についてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

6番目ですけれども、重度心身障害者医療費助成についての方法ですね、今現在の方法を伺います。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに小項目（１）から（３）について、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えをいたします。

計画の評価、検証については、計画書の「計画の点検・評価体制」に記載しましたとおり、障害者計画策定委員会委員を構成員に含めた委員会である「障害者計画及び障害者福祉計画評価委員会」を設置しております。委員会は、年１回の開催で、平成25年度は６月に開催し、平成24年度における取り組み状況や障害福祉サービス等の利用実績の点検・評価及び情報交換を行いました。今年度は12月の開催を予定しております。

次に、（２）につきましてお答えをいたします。障害者雇用の状況については、平成23年度、平成25年度において町内企業を対象としたアンケート調査を実施いたしました。法定雇用率は理解していても達成していない企業もありましたが、そのため障害者を積極的に採用していきたいという姿勢も伺えました。

障害者の就労に関しては、障害サービスの一つとして「就労移行支援」があります。これは、一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の障害のある方を対象に、有期限、基本は24カ月であります。このプログラムに基づき、生産活動やその他の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を提供するものであります。障害のある方自身にはこのような支援を利用していただき、雇用する事業者には法定雇用率の達成とともに障害者雇用への理解促進の啓発活動を実施してまいります。

次に、（３）につきましてお答えをいたします。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律、障害者優先調達推進法は、平成25年４月から施行され、嵐山町でも優先調達推進方針を定めました。平成25年度は目標額100万円で、実績額94万9,090円でありました。内訳としましては、物品が４万円、トイレ清掃などの役務が90万9,090円でございます。平成26年度は、目標額を105万円に設定しておりますので、目標を達成できるよう優先調達の推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（４）について。

初めに、植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、１の（４）につきましてお答えをいたします。

障害者をはじめとするさまざまな弱者を取り巻く社会インフラとしてのバリアは少しずつ解消されるようになってきておりますが、障害者が社会へ出ていこうとするときの、またそれを受け入れるべき社会の側からの心のバリアは、依然として大きな課題となっております。

パラリンピックに見られるように、生き生きとした障害者の活躍が心のバリアフリー化を促す大きな社会的影響力となることは知られておりますが、それを身近なレベルにまで浸透させるために公民館事業等の社会教育や社会体育の果たす役割が期待されます。

町では、昨年度のボランティアセンター主催によります公開講座で、視覚障害をお持ちの講師をお迎えし、自らの体験からお話をいただきました。80人を超える受講者があり、大きな反響がありました。また、町民体育祭や文化展、人権フェスティバルなどの機会を通じて、障害者の方々との交流事業にも取り組んでおります。

今後も心のバリアフリー化を促すための取り組みについて、文化事業やスポーツ事業等、あらゆる機会を模索してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、私から小中学校の取り組み状況等につきましてお答えをさせていただきます。

社会科、道徳、特別活動を中核に、学校教育活動全体で人権教育を実践していく中で、障害者への思いやり等も学習しており、特に避難訓練等でも身障児やけがをしている人への配慮等を学ばせております。

また、先般ニュースになりました川越駅で白いつえの女子高校生が転倒させられた事件の後は、朝の会等で取り上げ、それぞれの学年に合った指導を行っており、こういった事件等がニュースになったときを捉え、差別を見抜き、差別をさせない、許さない知識と態度と実践力を身につけさせるよう取り組んでおります。

しかしながら、現在、障害者スポーツを小中学校の授業に加えることは特に行っておりませんので、今後検討課題として捉えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（５）、（６）について、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、続きまして質問項目１の（５）につきましてお答えをいたします。

第４期障害福祉計画は、平成27年度から平成29年度を計画期間として、障害福祉サービスの見込み量を地域の実情に応じた数値目標として設定するものです。現在、平成25年度までの実績及び国の指針に沿ってサービス見込み量を算定しており、12月実施の「障害者計画及び障害福祉計画評価委員会」において協議をしていただく予定です。

次に、（６）につきましてお答えいたします。重度心身障害者医療費は、1カ月の医療費によって健康保険から払い戻される高額療養費や付加給付金等を除いた額を給付するため、現物給付を行うと給付額の誤りが生じるおそれがあります。また、専門医などを受診する方も多く、医療機関が広範囲となることも現物給付を難しくする要因の一つです。対象者の方には、一旦費用負担をしていただくことと、町へ申請していただく手間が生じますが、町内の医療機関ではこども医療費の申請書回収の際に、重度医療費の申請書も回収させていただいております。

また、申請に係る負担を軽減するために、平成25年7月から申請用封筒、料金は町負担でありますけれども、用意しており、利用者もふえている状況でございます。このため、重度心身障害者医療費の助成については、今後も償還払いでの助成を実施していく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 1番から行きます。第3期嵐山町障害福祉計画をじっくり読んだんです。よくできているなと思ったのです。ですけれども、残念なことに、嵐山町の場合、この地域障害者福祉計画というのは、地域の実情に応じてその福祉計画を立てるものですから、障害者の実情、本当に欲しいものというのは、地域になればそれがないわけですよ。で、障害者の就労、これは何というか、（２）にもなるのですけれども、障害者の就労支援のA型というのはこの地域にはないので、B型で全部施設就労になっていくと。そうすると、工賃が1時間当たり100円以下というのが現状ではないかなと思うのです。それを何とかして変えていかななくてはいけないかな

というふうに思うのですけれども、町の就労支援に関しては、今現在お話をしていたきましたけれども、実際には就労状況というのは、例えば雇用していなかったら、200人以上の施設だったら5万円の納付金を出さなくてはいけない、人数以上に雇用していたら2万7,000円ですか、企業のほうが出していくというふうな形のものが出ていますけれども、それが嵐山町の場合は、把握できない状況ですよ。それをどのようにして把握していくか、50人以下の企業は何社あって、それでどの程度のものか、具体的にどのようにになっているか。障害者枠で雇用されているのか、一般枠で雇用されているのか、大体審議はどんなふうになっているのかということ自体がわかってきていないわけなのですけれども、そのような場合、嵐山町では障害者の人をもっと雇用してくださいというふうな形で入っていくのが難しいかなと思うのですが、その点について、(1)と(2)を含めて伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 就労に関しましてなのですけれども、町では一般就労という形でされている方は本当に何人いるかというのは、町自体では把握をしておりません。しかし、就労につなげるために、町では雇用、就業に対する近隣の相談機関といたしまして、東松山市にあります障害者就労生活支援センター、通称ザックと言われるものなのですけれども、このようなところ、あるいはハローワーク東松山等ですね、障害者の特性に応じた雇用への手助けをしているところでございまして、この東松山にあります就業・生活支援センターは嵐山町のほうから3名、今通っておりまして、こちらのほうは今就労ができるような形でそういった、24カ月ですけれども、訓練等を行っておりまして、そういったところの施設で学んでいるところでございます。

この障害福祉計画なのですけれども、あくまでもこちらのほうの計画は障害サービスの数値、実績等、また目標等を掲げている計画でありますので、また今年度、これからつくる障害福祉計画は、これから先の3年間分の数値目標等を検討してまた作成をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 障害者の雇用促進法にかかわる問題なのですが、(2)になりますけれども、私自身も障害者の人というのは期間が短い、パートタイムであっ

たら働ける方とかいろいろあると思うのですね。そういったものが、なかなかうまく雇用に結びつかなくて、例えば社会福祉協議会などでも仕事をしようと思ったら、シルバーなんかだと半日で何時間とかというような形があると思うのですけれども、そういった形のパートタイムだったらこのぐらいの仕事、この程度の仕事だったらできる、体が弱くてもできるというふうな形のものがあるのではないかなというふうに思うのですけれども、それはザックですか、比企郡のところで考えていって、嵐山町は直接難しいのかなと思うのですけれども、そういった形の雇用形態というのをもっとどんどんつくっていくべきだと思うのですけれども、それがなかなか難しいのではないかなというふうに考えているのですが、いかがなものでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 障害の方はやっぱり一般就労というのは、なかなか重度の方とかということになりますと大変厳しいものがあると思います。それで、一応町内には、先ほど議員さんお話のありました就労継続支援のB型の作業所というところも4カ所ございまして、フルタイムで働くということができない方もそういったB型作業所で雇用というか、その契約はしていないのですけれども、自由な時間を選んで作業ができるという施設もございます。そのようなところにうちのほうもいろいろかかわって、うまく経営というか、その作業所が成り立つように手助けをしていければというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは、例えば嵐山町で、この3番にかかわってくるかもしれないのですけれども、そういった施設に嵐山町で特別に発注するということではできるのかなと思うのですね。例えば、嵐丸君のストラップですか、ああいうものをつくってひもを通してもらうとか、それから何か絵を書いてもらうような形のもの、ちょっとした発想の転換をして、障害者の人がつくれるようなものを嵐山町で特注していく、それをB型のところに発注していくと、少しずつ賃金が、1時間当たりの工賃が上がっていく、いろんなことが考えられると思うのです。障害者の人がTシャツを、嵐丸君のTシャツをつくって、そしてそれをたたんでもらって袋に入れていただくとか、そしてそれを10枚とか20枚とか重ねていって、それを発注していくというふうな

形の、一つの嵐山町のほうでやっていくという展開があってもいいかなと思うのですが、そういうふうな点についてはいかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えいたします。

その点につきましては、関係課等またいろいろと話をお聞きして、また考えさせていただきますと思っています。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 3番に行きます。

3番で、障害者雇用優先調達法の対象となっているサービスで、嵐山町の場合は何を障害者の方から買ったのか、ちょっと今わからないのですが、障害者作品展記念品という形で何を、障害者の作品を記念品でどこから持ってきたのか、勝手におもらいになったのかわからないのですけれども、トイレの清掃が3カ所という形であります。今嵐山町の役場庁舎の管理の総合委託が決まったところなのですけれども、その中で、例えば役場庁舎の前の庭ですか、前庭って言うのですか、舗装してある部分、そういったところだけは障害者の方をお願いをするとか、日常的な清掃のある部分だけは障害のある方をお願いをするという形で、雇用をつくっていくということはできると思うのですね、町の中でやっていく。

例えば図書館でしたら、図書館の日常的な清掃業務をやってもらう、階段の清掃をしてもらうとか、そういった形ですよ。そういった形をちょっと分けてやっていると、雇用ができるのではないかなと思うのですけれども、今は全面的に、全部お願いをする形になっていますよね。それをそういうふうな形ではなくて、障害者の人が働きやすくするという形で、B型就労の方の職場にしていくというのは、そういうようなことはあり得るなと思ったのですが、埼玉県障害者優先調達法の出しているものというのは、結構清掃が多かったですね。深谷のほうで、これはきょう今持ってきていないのですけれども、深谷のほうか何かの会社が清掃でやっているという形がありまして、なるだけ障害者の方の就労を側面支援していくために、役場の中でどんなことができるかということを考えていくべきだと思うのですが、それについて伺いたいと思います。清掃が一番やりやすいのではないかなと思うのですが、いかがでしょ

う。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

健康いきいき課のほうで把握しているのは、今、優先調達推進法ですけれども、こちらのほうはその清掃の関係ということで3カ所行っていただいているのですけれども、フィットネス21パークトイレ清掃がデイセンターウィズ、また町内公園で菅谷公園あるいは志賀二区公園等のトイレ清掃が夢・フレンズ、あと花見台工業団地内の公園トイレ清掃で嵐山郷と、この3カ所をお願いをしているところでございます。こちらのほうは週1回実施をしているということでございます。

また、役場の関係のその清掃に関しましては、また担当課ともお話をさせていただかないと、ちょっとこちらでは答弁できないと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 障害者優先調達法の対象というのは、なかなか埼玉県でも余り、実際にある場所が、会社が少ないのですけれども、嵐山町の場合は役場ですので、公共施設ですので、そういった形はできるのではないかなと思うのです。

ですから、今のは全部総合管理委託になっていますけれども、それを分けて少しずつ、本当に障害者の人というのは時間給100円とか150円を200円ぐらいにしていとか、そういうふうな形にできるのかなと思うのです。

らんざん苑でこの前伺ったのですけれども、らんざん苑では丸Aの重度障害者の人を洗濯物を畳むのに1時間350円で雇用することにしたら、そうするとその嵐山郷では一番最高額の給与をもらっているような形になったというふうに聞いたのです。ですから、そういうふうな形で、少しずつ障害者の人がお金を得るような形で仕事を、嵐山も厳しい状況ですけれども、そういったことは私は役場だからこそできる一つの方法ではないかと思っておりますので、この点については第4期障害者福祉計画の策定についてのところでも伺いたいと思っておりますけれども、それを考えていただきたいと思っております。

次に、4番の町民の障害者への心のバリアフリー化については、いろんなことがあると思うのですけれども、私はこの前、南部工業センターで障害者アート展というの

を見せていただいたのですけれども、とてもよかったなと思っています。それは本当にデイセンターウィズが多分主になって主催されたんだと思うのですけれども、全国からの美術品が出ていて、こんなに生き生きとした作品が展示されるものかと思うと、障害者の作品をつくることの指導をしていらっしゃる方とお話をしたのですが、やっぱり障害のある方はそのことにだけ集中をして、よく見せたいとかそんなことが余りないので、とてもいい作品ができてくるということなのです。嵐山町では、これはいい機会だなと思ったのです。本当にいい機会で、これをどんどん進めていきたいなと思うのですけれども。

今まで、25年度までは、住民の方と障害のある方のふれあいフェスタみたいなのが24年度までであったのですよね。ですけれども、25年度からなくなって、それはそれで構わないかなと思うのですけれども、もっと積極的に文化交流やスポーツ交流をすることが必要だなと思っているのですが。

これだけ860人も障害の方がいて、そして全盲の方、視覚障害の方が40人いらっしゃるわけなのですけれども、嵐山町では。実は1人の方しかお会いしていないという感じで、実際にボランティア活動をしていらっしゃる方は1人の方で、ほかの方ももっといろんな生活をしていらっしゃるのだらうなというふうに思うのですけれども、その部分が全く嵐山町で余り人が、障害のある方が町の中に出てこない状況というのがあるのかなというふうに思っています。

例えば体育祭ですけれども、体育祭でしたら、今ある中で、車椅子を、一つの項目ですけれども、ふれあい体験リレーとかいうのをやってみて、例えば車椅子を押してみるとか、押してそしてアイマスクをつけて、1人の人がガードして1周してみるとか、そういうふうなふれあい体験リレーとか、ふれあい体験ゲームというようなことはできるのではないかなと思うのです。それは体験ですから、障害者の人がいるわけではないのですけれども、そういった形のことができますし、障害者のスポーツというのは、結構いろいろなものがあるなというのがわかりまして、私がおもしろいなと思ったのは、ポッチャーというゲームがあるのですけれども、それはポッチャーというのは丸いこれくらいのボールなのですけれども、脳性麻痺の人のためにつくったスポーツなのですが、今はパラリンピックの競技の一つになっていますけれども、ころころと転がして行って、いろんな、昔のビー玉ですね、ビー玉をやっているような、大きなものでやっている感じのが障害者スポーツとしてパラリンピックに入っ

ているのです。

これは、高齢者のスポーツの中ではどうしても外でのスポーツが多いわけなのですが、車椅子の方も利用できるとなると、ちょっと足が悪くなった方とかできるので、そういった形もできるかなと思ったり、フリスビーで1、2、3、4、5、6、7、8、9、10と点数をとれるようになっていまして、輪投げのような形のフリスビーがあるのですけれども、そのフリスビーをやっていくとか、それからブラインドサッカーといってアイマスクをしてサッカー、ボールの中に鈴が入っていてサッカーをするというふうなものもあるようなのです。それはかなり体育指導の中でも実際にできるし、やってみると高齢者の人も子供たちも一緒にやれるようなスポーツで、パラリンピックというのは、本当は障害者の人のためのスポーツなのですが、オリンピックになってしまったので競争がありますけれども、触れ合いということを重視すると、子供も一緒にやれるような種目なので、ひとつやってみてはどうかと思うのですけれども。

ボッチャーというのは、一式で7万円ぐらいでした。私も買ってみたいかなと思って調べてみたらそのぐらいなものなので、体育館やそれからふれあい交流センターなどでやってみて、実際にやっていくということが出来るかなというふうに思うのです。

また、嵐山郷ではミュージックベルというのがあるのですけれども、それを音楽療法で指導している人がいるらしいのですけれども、それも高齢者と一緒にやれるという形ができるので、そういった点について、ひとつやっていただけるような方向を持っていただきたいのですけれども、それは小中学校ともにできると思うのですが、いかがでしょうか伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 現在、障害者の参加をしていただいているスポーツ交流については、唯一ですけれども、町民体育祭においてオープン種目の玉入れに障害者のチームの参加をいただいているところでございます。

ご提案をいただきました新しい種目の導入ということでございますが、種目によっては、具体的な数字も上げていただきましたけれども、施設の設備ですとか用具の整備というものが必要になってくるかと思えます。しかし、障害者の参加のみでなく、障害者の立場に立って、健常者が疑似体験するというような方法で、障害者スポーツ

の導入を行うということが心のバリアフリー化を促すことに貢献できると考えられますので、今後の課題でございますけれども、どんな取り組みができるか、町のほうではスポーツ推進会議あるいは体協の評議員会等がございますので、そういうところで今後調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 学校の体育の授業にということでございます。ボッチャーですか、ほかにもあるのかと思いますけれども、体育の授業となりますと教育課程でかなりほとんど決められている状況でございますけれども、体育の授業にかかわらず特別活動とか、そういった中で取り入れることができるかどうか、今後学校等とできればお話をさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に行きます。5番なのですけれども……

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 失礼しました。答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 ただいまこども課長も答えておりましたですけれども、スポーツでなく、今度は学校の活動の中で、例えば嵐山郷の方たちを学校の文化祭にお呼びして、一緒になって歌を歌ったり、あるいはアイマスクをして疑似体験とかをやった例がございます。また今後、そういったけがのない中でやるにはどうしたらいいとか、それらも検討しながら、小中学校でそういった交流ができればいいかなというのが1点。

先日、日曜日でございましたけれども、菅谷2区の歩こう会に参加させていただきました。日赤社屋のただいま渋谷議員のお話にあった美術展を見てまいりました。大変私も、すごい作品で感動いたしましたし、午後2時から今度はヌエックの講堂のほうで、これは東松山の昴かな、の方たちが中心で、まさしく障害者一緒になって歌を歌ったり、嵐山の小中学生のあるグループが参加をして、一緒にやった姿を見まして、すごいことをやっているなということで、私も感動しました。

ただ、ああいうものを見ていますと、主催者側の意向と幾分ずれちゃったものがありまして、自分たちもまた帰ってしまうのですね。もっと全員で見て、やはりよかったねとか頑張ったねとかそういう場面がなかったなど。これは別に、嵐山の公立の学校が呼ばれたわけではなくて、大妻嵐山のグループが行ったり、あるいは町内の、多分菅谷小、志賀小、七小の子が一つのグループに入っていますから、その中でそういった方たちと交流をしている姿を見て、これはやはり学校の教育活動以外の中でもこういったことができるということはいいいことだなというふうに、私も感じました。

今後、公と私とそれらがどういうふうにドッキングできるかわかりませんが、この障害者に対する教育は非常に大事でありますので、そういった中で、検討する中でできればいいかなというふうには考えております。

以上でございます。

◎会議時間の延長

○青柳賢治議長 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。
再開の時間は4時55分といたします。

休 憩 午後 4時44分

再 開 午後 4時55分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行します。

(5)からお願いいたします。どうぞ。

○13番(渋谷登美子議員) 第4期の障害者福祉計画の策定なのですが、具体的には今までの数字的なものを入れていただけなのかなと思うのですが、第2期の障害者計画では、情報バリアフリー化の推進というのがあります。でも、実際に見てみると、例えば「障害に応じたパソコン教室の開催等を検討します」とかいうふうになっていますけれども、それについては数値目標とかそういったものがないのです。それを入れたりとか、それからもっと障害者の人を嵐山町で雇用していく、雇用というのではないのですけれども、障害者優先調達推進法の金額を大きくしていくと

か、そういった部分というのは考えられるのかなと思うのです。

それで、今までの、同じように第3期障害者計画をつくってくださった策定委員の委員の方以外に、もっと積極的な、嵐山には有識者というのですか、いらっしゃると思うので、そういった方も含めてもっともっと大きくして、第4期障害者福祉計画をつくっていくことができるかと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

今年度12月に開催をされるわけですが、既に今その評価委員さん9名いらっしゃるわけですが、こちらのほうの方は障害福祉の施設の代表の方、あるいは身体障害者福祉会、あるいは知的障害の手をつなぐ育成会等の会長さん等、9名の方に委嘱をしているところございまして、またこれから先になりますけれども、そのような委員さん、また優秀な方いらっしゃれば、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、先ほどの話なのですけれども、いろいろ1番から4番で話したわけなのですけれども、そういったものを第4期障害者福祉計画の中に盛り込むことができるのかどうか伺いたいと思うのです。

実際に、数値的な目標の中でそれは生活支援みたいな形が多いわけなのですけれども、数値目標ですとそうなのなのですけれども、そうではないものを入れていくということではできないものでしょうか。例えば、もう少し公民館事業の中にどのくらい障害者の方が入っていくとか、地域のスポーツ教室みたいなところに障害者の方が入っていくという具体的な数値目標や、それから障害者団体の方がふれあい交流センターなどをどのような形で入れていくというふうな数値目標を入れていくと、実際に文化スポーツ課のほうでも働きかけがしやすいかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

現在の、今までのこの計画の中には、そのスポーツ関係等は載せてはございませんけれども、今度の12月の委員会におきまして、そのようなお話もさせていただきます、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 6番ですけれども、重度心身障害者医療費助成法、やはり償還払いというふうな形になっていますけれども、私も障害者の医療費の現物給付というのはあるのかなと思ったら、実際にやっているところもあるのです、埼玉県で。それは大きな市かというところでもなくて、普通の10万人ぐらいの町でやっているのです、医療機関が多分嵐山町だといろんなところに行くという形なのですけれども、未熟児医療に関しましては窓口払いではないですけれども、実際には無料化みたいな形ができたので、そういった形も検討できないかどうか、今後の課題になってくると思うのですが、お願いできないでしょうか。

障害者の方は窓口払い、いろいろやっていただいて、申請用封筒でやるというふうな形もあるみたいですが、やはり現金を支払った後というのは厳しいのかなと思いますので、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 障害者関係についていろいろご質問いただきました。そして、質問の中でも、やっぱり町でもちょっと障害者対策、それからいろんな施策の進め方、現状、そして一番感じたのが情報収集の少なさといいますか、方法の悪さというのか、それがあるから対象者へのアプローチがなかなかうまくいかない。ですから、いろんな就労にしてもそうですし、そのほかのスポーツ関係にしてもそうですし、いろんなことというようなことを今質問を聞きながら感じたのですけれども。

私も、障害者へのアプローチというのは全くなくて、身体障害者福祉会というのがあるのですけれども、この組織のいろんな行事にお招きいただいて、参加させていただいています。それが、なかなか障害のある方が新年会ですとか、カラオケの大会ですとか、嵐山まつりもそうですが、いろんなところへ事業組んで出いただくのですけれども、出ていくだけでも大変なわけです。それで、そういうのを連絡する役員さ

んも大変というような状況の中で、今800人という話ありましたが、800人の中で今会員になっている人が40～50人でしょうか。それで、いろんなイベントがあるときに出ていただける人というのは20人ぐらいでしょうか。そういう中で、いろんなものをみんなでサポートし合いながらやっている。そして、その中で一番「そういうことなのか」と感じたのは、身体障害者福祉会の人たちが人数をふやしたいわけだけでも、個人情報というようなところの範囲で、なかなかいろんなところにアプローチができないという役員さんがいらっしまったのです。「ああ、そういうことなのか」ということも、そのところではっきり初めてわかるような状況の認識のなさというので、お恥ずかしい次第なのですが、そういうようなこともある。

ですから、情報をいかに行政でとれるか、そしてその情報を共有ができるか、それが各課の中で生かせるかというようなことをやっぱりこのところでもつくっていくときですから、そういうことが一番必要なのかなと。

それで、今言った医療費の助成の仕方なんかについても、今度これを新しくつくるときですから、総体的にそういうものも、ほかのところも考えたり、身障者の皆様方の状況を改めて勉強する中で、どうしたらいいのか検討していきたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、ぜひお願いしたいと思います。

次に行きます。今後の嵐山町のごみ処理と、埼玉中部広域清掃協議会についてですけれども、新埼玉中部広域清掃協議会の新構想では、吉見町大串地区に建設されています。パブリックコメントでは、一部の方からのご理解をいただいておりますとされています。当町の可燃ごみと粗大ごみを町外で焼却処理を行うに当たっては、他町の住民の負担を少なくするために、ごみ減量化が大前提です。今後のごみ減量化を伺います。嵐山町の場合、ごみ減少化は少しずつ進んでいるのですけれども、さらに進めなくてはいけないので、この点について伺います。

2番目ですけれども、小川地区衛生組合ではプラスチックごみは、マテリアルリサイクルと書いてありますが、これはサーマルリサイクルです。失礼しました。で、容器包装リサイクル法によるリサイクルは行っていない。ところが、中部清掃協議会のごみ処理基本計画に対してのパブリックコメントの回答を見ると、容器包装リサイクル法を前提とし、残りのプラスチックごみについては焼却し、焼却残渣は再資源化で

ある。このような焼却ごみと容器包装リサイクル法による分類の基準などについての協議は、どの段階でどのように進めるのか伺います。

3番目です。施設の整備構想の中で、維持管理費が掲載されていません。箱物批判が全国的に出た原因は、維持管理費が膨大にかかり、費用対効果が検証されていなかったことです。本施設も施設と費用対効果との十分な検証が必要です。基本構想に載せなかった理由を伺います。改めて維持管理費を伺います。嵐山町としての長中期の財政計画にどのように検討されているのか伺いたいと思います。

4番目です。施設建設予定の周辺住民との30年前の裁判で、今後の新施設は認めないとの和解があると聞かすが、その内容の説明を伺います。同地への施設建設は、裁判制度そのものを否定することになると危惧しますが、町長は裁判結果をどのように受けとめるか伺います。

これなのですけれども、資料のほうに出したと思うのですが、これは私のところに6月になってやってきたものです。これはどうしたらいいものかと思ひながら、しかしこれは新たに裁判をするという決意が書かれておりました。それで、全ての嵐山の議員にも来ていると思うのです。ほかの8市町村全ての議員に行ったのではないかと推測されます。その結果ですけれども、それでもなおかつ大串地区に建設するというふうな形になってきたわけですけれども、この場合、どのように考えていくのか伺いたいと思います。これを私も今まで全く一般質問もしませんでしたけれども、このまま放置するわけにはいかないだろうということで質問します。

5番目です。焼却を灰溶融炉で溶融スラグの再資源化について、公設公営で行うか、PFIの手法でどのように委託するか、白紙の状況である。このような状況で、地元による反対が公的な土俵に上がった場合、現状の小川地区衛生組合の焼却炉の老朽化度に対するの耐久年月の予測はどのくらいなのか。小川地区衛生組合の焼却が不可能になった場合の対応はどのようにしていくのか、伺いたいと思います。

6番目です。10月22日の協議会の議事内容がアップされていません。当日パブコメの対象となったごみ処理基本計画と新ごみ処理施設整備構想の内容に誤りがあったと報告されていますが、その内容とパブコメの結果の変更が新ごみ処理施設整備構想にどのように反映されているかわかりません。訂正部分とパブコメを取り入れた説明にある新ごみ処理施設整備構想の提示を求めますということです。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（４）について、大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

町では、平成25年に嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画を策定し、この中で基本目標として「持続可能な循環型社会をめざすまち」を掲げ、ごみの減少化に取り組む姿勢をお示ししております。

ごみの削減と適正処理の第一歩として5R、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、リフューズの取り組みを促進し、分別の徹底等を普及啓発することで、一般家庭から排出されるごみの削減を推進し、平成23年度で1人1日当たりのごみの排出量が855グラムであったものを、平成35年度には800グラムまで削減できるよう個人の取り組みを進めてまいります。

また、事業系一般廃棄物につきましても、事業者へごみの削減と分別の徹底による適正処理、再資源化を働きかけ、地域全体としてごみの減量化が推進されるよう取り組んでまいります。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。ごみ処理基本計画では、構成市町村におけるごみの種類及び分別の区分は現状のままとするとされ、可燃ごみ及び粗大ごみ以外のリサイクルされるごみにつきましても、現状を維持しつつ、将来的に統一を図るとされています。

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等の処理については、1、発生抑制、2、再利用、3、再生利用、4、熱回収、5、適正処分の順に対策を進めることを原則としていることから、本施設については、平成27年度予定している組合設立後のごみ処理施設基本設計の策定にあわせて、将来的な統一に向けた協議が進められる予定です。

続きまして、質問項目２の（３）につきましてお答えいたします。ごみ処理施設の維持管理費は、施設の内容や修理の考え方等によって大きく変わり、現時点で見込むことは困難なことから、施設整備構想には掲載されておりません。

参考までに、環境省の平成24年度廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業委託業務報告書では、プラントメーカー6社による300トン規模の処理施設のランニングコストの検討結果の平均は、20年間で160億4,882万1,000円、年平均8億244万1,050円と報告されています。また、東京23区清掃一部組合のホームページでは、平成24年度の維持管理費を確認したところ、処理規模200トンの渋谷工場は10億415万2,000円でした。仮に、新ごみ処理施設で年間約8億円の維持管理費と想定した場合、これから

審議いただく規約の経費の負担割合で試算すると、町の負担は年間約5,700万円になります。長中期の財政計画の検討につきましては、現段階では財政計画に反映できておりません。今後事業計画が確定した時点で、維持管理費についても算定されるものと考えております。

続きまして、質問項目2の(4)につきましてお答えいたします。昭和61年2月25日に成立したごみ焼却建設工事禁止仮処分申請についての和解条項は、12項目にわたっております。ご質問の今後の新施設は認めないとの和解につきましては、埼玉県中部環境保全組合と当時の債権者の皆様の間で結ばれたもので、内容につきましては、債務者は吉見町飯島新田地区、荒子地区、大串地区及び川島町内にごみ処理施設を新設または増設をしないというものです。また、この和解は、現在の埼玉中部広域清掃協議会との間で結ばれたものではありません。

しかしながら、埼玉中部広域清掃協議会では、このことを理由に一方的に事業を推進するものではありません。埼玉西部広域清掃協議会では、今後も情報の発信と住民の皆様ご意思聴取に努めるとともに、関係法令に定められた手続に沿って、引き続き真摯に取り組んでいくものと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 次に、小項目(4)について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大項目2の(4)について、私の部分についてお答えをさせていただきます。

和解が成立してから今日まで、公害防止技術をめぐる技術革新には、目覚ましいものがあります。また、環境アセスメントなどの関係法令の整備が大きく進み、当時とは状況が大きく変化をしております。これらの状況を丁寧に説明申し上げ、関係住民の方々に一日も早くご理解いただけるよう最大限の努力をこれからもしていきたい、これに尽きることを思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目(5)、(6)について、大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 それでは、質問項目2の(5)につきましてお答えいたします。

ごみ焼却施設は、焼却に伴う高温の排ガスや腐食性ガスに連続的にさらされ、設備ごとに劣化する速度に相違がありますが、改修後おおむね7年から10年で更新時期を

迎えます。また、焼却炉等については、毎年整備点検を委託により耐火れんが等の部分補修を実施し、燃焼能力が低下しないよう維持管理しております。したがって、焼却炉を含むプラント設備、ごみ焼却場を適正な整備を実施していけば、今後10年以上使用可能だと伺っております。小川地区衛生組合の焼却が不可能になった場合の対応につきましては、新ごみ処理施設が予定どおり供用開始できるよう努めてまいります。

次に、質問項目2の(6)につきましてお答えいたします。本年7月1日から7月31日の間に実施いたしましたパブリックコメントでは、ごみ処理基本計画に対するご意見は25件いただき、計画に盛り込むとしたご意見は1件です。内容は、災害時、災害発生後もごみ処理は不可欠であり、浸水対策を考慮すべきであるとのご意見に対し、災害に強い施設とする旨追記いたしました。

新ごみ処理施設整備構想に対するご意見は43件いただき、構想に盛り込むとしたご意見は2件です。内容は、環境学習に資する見学コースを設けるべきとのご意見に対し、環境学習に資する施設とします旨追記いたしました。

また、災害時、災害発生後もごみ処理は不可欠であり、浸水対策を考慮すべきであるとのご意見に対し、浸水対策について十分考慮し、災害対策拠点となる施設としますと追記いたしました。詳細につきましては、今後の施設計画の中で検討してまいります。

訂正部分と取り入れた説明のある新ごみ処理施設整備構想及びごみ処理基本計画の提示については、訂正箇所を明記した資料を配付させていただきますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 1番からやっていきたいと思うのですが、私はごみ処理基本計画を見ていて気がついたことがあるのですが、それはごみ処分量なのですが、東松山の清掃工場は水分が少ないのです。それで、嵐山町の小川地区衛生組合のほうは47.1、平成24年ですけれども東松山のほうは39.2で、小川地区衛生組合は47.1、そして桶川市が50.3なのです。小川地区衛生組合と東松山クリーンセンターを比べますと、小川地区衛生組合のほうは、畑とかがあるので堆肥化されているはずであるにもかかわらず水分が多いというのは、生ごみが多いということですよ。生ごみをどのようにして減量化していくかというのが、ここの鍵になるのではないかと

なというふうに思っているのですけれども、ごみ処理の補助金では嵐山町が一番高額なお金を出しているわけなのですけれども、それがうまくいっているのかどうかよくわからないのですが、小川町ですとバイオマスエネルギーをやっていたりするわけですから、その点についてやはり嵐山でも無理やりながら取り組んでいく姿勢が今後必要なと思うのですが、特にこれは中部広域清掃になったらそれがなくなってきたりするとちょっと問題なのかなと思って、その点を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 現在、町ではコンポスト、それから電気式の生ごみ処理機の購入に対して補助金を行っております。そういったことで現在やっておりますが、今度の中部清掃協議会におきましても中間処理の計画というところにおきまして、将来的にはバイオマス利活用等により処理量及び熱回収量等の変更が考えられ、その都度適正に中間処理をするようにしますというふうな形で、バイオマス活用についても検討されているようでございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次ののですけれども、2番に行きます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、4番、5番になっていくわけなのですがけれども、私もこれはどういうふうにと考えた方がいいのだろうかというふうな形で、このごみ焼却場反対の代表の方のものを出したわけなのですがけれども、これが全部の議会の議員に配られているわけです。多分、町長たちも理事者ですから、配られているのだろうかと思うのです。裁判をしますよというふうに、準備を進めていますというふうなものが来ている中で、その中でこの準備ができていくわけなのですがけれども、どうも話を伺っていますと、聞いていると、29年前になるのですか。それは、土壌の問題というのですか、洪水の多いところであるというふうなことが一番大きな問題であって、ケミカルな問題というのはその後の問題ではないかというふうに考えているのです。

そうすると、確かにダイオキシンも今ではないですし、多分環境ホルモンなどの問題は出てくると思うのですがけれども、この問題は、これが出てきてしまったら、全て終わりなのではないですか。裁判にかかってしまったら、仮処分申請ですから、そのまま仮処分やっていくのだろうかと思うのですがけれども、裁判したときに、それでやっていって、裁判に勝つかどうかはわかりません。ですけれども、全く対象が違うとしても、同じ場所で、そして相手は吉見町が入っているわけです。そこのところで、この場所を選んでしまったというのは、私はちょっと議会の議員としても非常にこれは申しわけないなと思っていて、どこかに必ずつくらなくてはいけないものなのなのですが、これで進めていくのはちょっとまずいのではないかなというふうに思っています。

それで、このまま進めていって、理解していただきます、理解していただきますという形で、理解していただけない場合のほうが、これを見ていると6月10日で、12月だから、もう半年たったわけです。そろそろの段階で出てくるのかな、時期を見て裁判を起こすように準備を進めておりますという形で、その後、来ていないわけなのですけれども、どのようにしていくのか。

そして、これが一番最低で、今の予定ですと平成32年に焼却場が完成する予定ですが、10年間ということなので、36年ぐらいは小川地区衛生組合の焼却場も何とかうまく稼動してくれるのかなというふうな感じはあるのですが、そのところでもう少し、地元の人と紛争になるような場所ではないところを選択して、再度持ってくるということは、同じ時間をかけるのなら、4年間ぐらい引き延ばす感じがあるのならば、そうしたらそういうふうな形でもう一回見直してみるほうが、よほど住民感情もいいのではないかと思います。その点についてどのようにお考えになるか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

和解の条項といいますか、その件ですけれども、話がここのところに来ているわけです。それで、地域の皆様方に、吉見の町長を先頭にして個々のところに丁寧に説明をして、ご理解をいただく努力をしているということです。

そして、一番最終的なものというのは、前にも何かのときにお話し申し上げましたけれども、司法制度の中の判断をおおぐということです。その中で、和解条項が前のときにはできて、それは前の組織だという説明を受けて、私たちもそうなのかというふうに理解をして、それなら今度のところは選定をするのに、それなりの道筋といいますか、手順を踏まえて、そしてご理解いただけるような段取りを経て、そして結論を出して進めていけばご理解がいただけるのではないだろうかということで、ここまで進んできているということです。ですので、ご理解がいただけない部分については説明をしていく。しかし、今我々が進めているということは、理にかなった、法の上にとった形で進めているというふうに理解しております。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは、嵐山町のほうは吉見町にお願いするとふうな形な

ので、非常に難しいのかなと思うのですけれども、それでも組合をつくる段階のときに、こういった実際に理解されていない人たちがいて、理解がうまくいって合意されているものだったらいいのだと思うのですけれども、そうではない形のをこのまま進めていくというのは、私はちょっと問題があり過ぎるかなというふうに思っているのですけれども、それについては、持ってくるのが早過ぎるのではないかとこのように思うのです。なぜ、こんなに32年につくらなくてはいけないのか。そして、合意がされていてその形に持ってくるのならばいいのですけれども、そうではないということはどういうことなのかということなのです。やはりそれは、デュープロセスにはなっていないですよ。そこの点について、吉見町にお願いしているからという形ではなくて、全てもう一回ゼロにして考えていくということは、もうできないことなのか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 手順を踏んでこのところまで来ていると、先ほど答弁させていただいたとおりです。ですので、これは法にもかなった形で進めさせていただいている。

そして、これは微妙なところですので、確たることは言えませんが、ご理解をいただけないというふうな形にはならないだろうということで進めさせていただいているわけですので、そこのところがちょっとすばつといかないところですが、そういう状況で、粛々と進めさせていただいている。

それで、中についてはだんだん今度、来年度できて、今度熱処理工場もそれなりに内容が固まってきますので、さらに詳しい情報を出しながら、それで各自治体の負担をはっきりする方向に進めながら、この計画は進められていく。そういうことでございまして、嵐山町とすると一日も早く建設をするようにひらすら願っておりますし、そういう方向で、今一会員として、組合員として頑張っていると、そういうことでございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは議案にも出てきますので、次に行きます。

第6期介護保険計画についてです。（1）です。計画策定の課題を伺います。

（2）ですけれども、認知症への対応、特に若年性認知症についての支援相談をどのように進めていくか伺います。

3番目です。医療と介護の連携の進め方をどのように展開するか伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。(1)から(3)の答弁を求めます。

○青木 務長寿生きがい課長 では、質問項目3の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

第6期介護保険事業計画は、国において地域包括ケア計画と位置づけておりますように、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる平成37年度に向けて、第5期計画で推進してまいりました高齢者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが可能な支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの実現のための取り組みを一層発展させていくことが最大の課題でございます。

具体的には、介護予防の推進、介護保険サービスの基盤の充実とともに、認知症施策、在宅医療との連携、生活支援サービスの充実強化といった新しい地域支援事業の充実により、地域包括ケアシステムの構築を図る必要がございます。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。認知症施策は、国において定めております第6期介護保険事業計画策定の指針において、地域包括ケアシステム構築のための重点的取り組み事項に位置づけられ、今後増加する認知症高齢者を地域で支えるため、早期診断、対応等、本人、家族への支援を実施する体制を構築することを基本理念としております。

現在、第6期計画を策定中でございますが、認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランでございますが、これを踏まえ、引き続き認知症サポーターの養成等により地域で支える体制づくりを推進することに加え、新たに次の3事業を計画期間中に順次取り組むことを検討しております。

まず、1つ目でございますが、認知症地域支援推進員を設置をいたしまして、医療、介護の連携強化や相談、支援体制の構築を図るものでございます。次が、集いの場を開設し、認知症の方やその家族等が情報交換や介護負担を軽減できる場を提供をいたします。最後、3点目でございますが、認知症初期集中支援チームを配置をし、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築するというものでございます。

また、65歳未満に発症する若年性認知症や脳卒中後遺症による高次脳機能障害では、働き盛りであったり、子育てや親の介護であったりと、高齢者とは異なる環境に置かれ、抱える問題も異なるものもございます。若年性認知症や脳卒中後遺症による高次

脳機能障害に対する理解の啓発や、福祉、医療等関係機関と連携した支援についても取り組んでいきたいと考えております。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。病気を抱えても自宅等の住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるため、地域における医療、介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療、介護の提供を行うことは、地域包括ケアシステム構築のための重要な取り組みとなっております。

第6期介護保険事業計画策定の指針では、在宅医療、介護の連携推進事業は、地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられ、平成30年4月には全ての市町村で実施することとなりました。

具体的には、在宅医療連携の拠点を設置し、医療に関する専門的知識を有する者が介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関、その他の関係者の連携を推進する事業を行うこととなっております。この事業を実施するに当たり、医師会や近隣市町村間との調整等が課題となっております。県の支援を得ながら、事業の円滑な実施に向け取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 地域包括支援センターでいろいろなことがやられるわけなのですが、フォーマルなサービスと、それからインフォーマルなサービスがあります。インフォーマルなサービスの構築はとても重要だと思うのですが、それはどのようにして把握していったら、今地域の見守りという形が少しずつはできているのかなと思うのですが、もっとしっかりしたインフォーマルサポートが必要なのかなというふうな形ではいるのですが、その点についてどのようにお考えになっているのか。これが推進員とか集いの場とか、集中支援というふうな形のことが、インフォーマルサポートになってくるのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今回の介護保険の改正というのは、これまでの介護保険制度の中でも一番大きな改正が行われるというふうに言われております。

その一つが要支援の関係でございますが、要支援の関係の中では、新たな総合事業

に移行するというようなことが決められています。新たな総合事業の中では、従来のような訪問介護、従来のサービスに準じたサービス、あるいは基準を緩和したサービスに加えて住民が主体によるサービスです。あとは、集中支援的なサービスというのが位置づけられています。今後は、住民主体によるサービスというものをいかに構築をしていくか、そういったところが大きな課題だというふうに思っております。

こういったものについては一朝一夕にできるものではございませんので、ある程度準備を踏んで、時間をかけて構築をしていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、そうすると住民主体のサービスについては、町のほうで仕掛けていくのか。仕掛けるのならばどのような形で仕掛けていくのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

こういった生活支援サービスというものでございますが、これを進めるに当たり国が示しているプランの中では、そういった専門の相談員さん、支援員を各市町村にまず置きましょうというようなことが言われています。今、考えているものについては、今後町としてどのようにこういったサービスを構築していくかということに関係機関、そういったところと協議をする場を設けまして、その中で方向性をまず見出していきます。その方向性を見出したものの中から、支援員さんが中心となって、実際にろんなところに働きかけてサービスをつくっていくと、そのような手順で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

認知症への対応なのですけれども、推進員、集いの場、集中支援について、その3つをやるといことなのですが、若年性の認知症に関しましては、全国で4万人ぐらいが発症しているというので、嵐山町だとどのくらいになるのかな、ちょっと計算ができないのですけれども。

嵐山で、若年性の認知症が多くなってきた場合、相談事業というのはどういうふうな形で進めていくのか。これは、認知症が始まっていて、若年性で仕事をしながら認知症になっていくということはなかなかわかりにくく、そして仕事をしている以上収入もなくてはならないわけですが、それについての支援というのはいかなるような形でしていくか。それは、具体的にどのような相談支援の場をつくっていくのかということについて伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

若年性認知症につきましては、たしか平成22年の統計で国の発表によりますと、全国で3万7,800人、およそいるのではないかと。発症率からしますと、人口10万人当たり47人程度でしょうか。というような統計が出ているというふうに言われています。

今、議員さんがお話しのとおり、やはり若年性認知症の方については、それぞれの環境、置かれている状況が、高齢者とはまた異なる部分があります。子育て中の方であったり、現役世代で仕事をしている、そういった中で発症するということとなります。発症の平均年齢は、たしか51歳ぐらいだと思っております。

一つの問題として、やはりそういった病気にかかっているということが、本人が自覚しにくいというのが問題点だというふうに言われています。要は、気づかないというのでしょうか。例えば現役で仕事をしている方は、仕事のミスが重なってくる。それが、認知症が問題で仕事のミスが出ている、本来であればそうであったとしても、それが例えばいろんなストレスが過剰であったり、あるいは疲れていたり、そういったことが原因で、違う病気だというふうに認識をして、なかなか認知症の医療に結びつかない、こういったことも原因だというふうに言われているというふう聞いております。

今そういった現役世代の方が認知症にかかった場合に、経済的な支援、そういったものはどのようなことがというお話かと思いますが、こういった若年性認知症にかかった方については、障害者分野の支援というものが、さまざまなものがあるかというふうに思っています。一例を申し上げますと、手帳をとることによって自立支援医療があったり、傷病手当金があったり、障害年金があったり、こういったいろんな福祉的な支援、こういったものが実際にございますので、要はいかに早く意識をして、

自覚をして、そういった専門の機関に相談をして医療につなげていくか、こういったところが重要かと思っています。

町の地域包括支援センターは、さまざまな相談を受けております。当然、若年性認知症の方の相談もお受けできますので、もしそういった方が相談においでになった場合には、専門の機関につなげていけるように努めておるところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 3番に行きます。

医療と介護の連携については拠点をつくるということでしたが、拠点はどこら辺に、嵐山町ではどういうふうな形でつくっていくのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今、拠点のお話でございますが、この部分というのは大変町においては難しい部分かなというふうには、正直なところ思っております。やはり、答弁の中でも申し上げましたが、町単独ということではなくて、より広域で、具体的にいえば医師会単位で、ここで言えば比企医師会、そういったところと連携を図りながらやっていかざるを得ないのかなというのが現状でございます。

これはまだ確定したお話ではございませんが、介護の施策に先んじて医療の分野で、これは県が主導で行うことになろうと思っておりますが、県で医療、介護の連携ということを前提にした取り組みを行っていくというような話も県のほうから伺っておりますので、そういったものの推移を見ながら、今後町としても進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ありがとうございます。では、次に行きます。

平成27年度予算策定についてです。平成27年度当初予算策定についての課題を伺います。

住民要望についての把握及び予算策定段階での住民への情報公開と協議について伺います。これは、昨年度も質問しているのですけれども、どうもうまくいっていない

ような思いがあるのですが、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、当初予算策定についての課題であります。町を取り巻く経済、社会情勢、政府の方針など状況は日々変化しており、その変化に対応することが求められています。近年では、少子高齢、人口減少、公共施設の老朽化等、喫緊の課題として取り上げられておりますが、本町も同様な状況でございます。これに対応する経費も当然必要となってまいります。

本年度も通年の予算編成スケジュールにのっとりまして、各課局から9月に平成27年度の新規事業の要望を受け付け、同時に概算要求額を算出してもらいました。結果は、約14億2,000万円の財源不足となる見込みでございます。

町の財政状況の特徴は、税収はあるが借金が多く、基金が少ないというものでございまして、財政調整基金を取り崩しながら予算編成を行っている、こういう状況でございます。したがって、歳入の確保が一番の課題というふうになっております。

次に、住民要望についての把握及び予算策定段階での住民への情報公開と協議とのことでございますが、住民要望につきましては、毎月の区長訪問、町民の声、ホームページからの意見、各種団体等との懇談会等々、日ごろからさまざまな形で伺っておりますが、それらについては内容を精査し、迅速に対応できるものは迅速に、時間のかかるものは優先順位を定めて計画的に実施するように努めております。

予算策定段階での住民への情報公開につきましては、先進的な自治体では予算要求と予算確定の比較等を公開しているようでございます。町でも、平成21年度から当初予算書のホームページの公表、平成25年度からの議会基本条例第9条に基づく新規事業の事前説明等を行っています。また、平成26年度からは、嵐山町の予算の概要という冊子を作成し、ホームページで公表しております。その中で、町の予算がどのようにできあがっているのかを簡単に説明をしております。

前回も申し上げましたとおり、財政担当職員の増員も難しい中、その事務量を考えますと、引き続き現在の嵐山町の予算の概要等により概要説明を行い、周知していくこととしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、予算策定での協議においても、先進的な自治体は一部の事業について公開説

明会を行っているようでございます。現在町では、住民要望や住民の代表でございます議員の皆様からさまざまなご意見をいただき、できるものについてはその後の予算に反映してきております。今後におきましても、この方法を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 14億2,000万円の財源不足ということですが、これはどのようなものが主に大きなものとして出てくるのか伺いたと思います。本年度からも引き続きある問題とか、いろいろあると思うのですけれども、近々にやっていかなくてはいけない課題というのはどのようなものか伺いたと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 予算要求額と歳入として見込める現段階でのものとの差ということでございまして、どういうものがどうかということはなかなか答えにくいのかなと思います。

ただ言えることは、議員さんよくご承知のことと存じますけれども、国の予算編成、これは越年になりそうです。特に地方創生の予算の行方が非常に中身が見えてこないということで、地方創生の予算で、地方単独の財源をひと・まち・しごと何とか基金とかと言っていますけれども、こういうものを予定をしているということでございましてけれども、果たしてどのくらいの財源が来るのか、自由に使える財源なのか、ひもつきなのか、さまざまなことがありまして、非常に予算編成上、担当者が苦慮しているというふうな状況でございます。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員に申し上げます。一般質問の時間、5分前です。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、予算要望の中では特に目玉というふうになるようなものがあるのかどうか伺いたと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 目玉といいましようか、今は固まってはおりませんが、こんなことを新年度は考えているというのをちょっと申し上げてみたいと思います。

1つは、きょうだったでしょうか、ご質問にも出てきましたけれども、交通弱者の問題、これにどう対応していくのか。それから、北部交流センター、いよいよ新年度改修事業に着手してまいります。それから、駅周辺のにぎわいづくり事業、これも新年度に考えております。それから、安全安心、定住促進、介護予防、これをキーワードとした新たなリフォームができないのかどうなのか。それから、空き家バンクの問題。それと、道路照明灯の全町LED化がどうしたら進められるか。川のまるごと整備事業、川島地区の都計道、この進捗どう進めていったらいいか。それから、町長が唱えております子育て日本一のまちづくりを進めるにはどういう施策を網羅したらいいのか等々でございます。

○13番（渋谷登美子議員） どうもありがとうございました。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時56分）